

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第三十一号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
森 八三三君
野溝 勝君
菊田 七平君
木村 昭八郎君
千田 正君

委員外議員
衆議院議員

佐久間 徹君
大村 清一君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君
逓信大臣 佐藤 榮作君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君
大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長 石田 正君
大蔵省理財局長 肥田 龍三君
逓信局長 肥田 龍三君

事務局側
常任委員会専門員 木村常次郎君
常任委員会専門員 小田 正義君
説明員

大蔵省主税局長 木谷 忠義君
逓信省主税局長 秋山 武夫君
逓信省主税局長 入江 明君
通商産業省通商 秋山 武夫君
通商産業省通商 入江 明君
通商産業省通商 入江 明君

本日の会議に付した事件

○信用金庫法の一部を改正する法律案
(衆議院送付)

○在外公館等借入金返済の促進に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館等借入金返済の促進に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業特別會計法及び逓信通信事業特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼騷太郎君) これより第三十回の大蔵委員会を開会いたします。

信用金庫法の一部を改正する法律案(予備審査)について提案理由の御説明を聴取いたします。

○衆議院議員(佐久間徹君) 只今議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

最近中小企業金融の円滑化は、頗る

その重要性を増加しつつあり、従つて、これらの金融を担当している信用金庫の任務は、益々重きを加えているのであります。御承知の通り信用金庫は昨年六月、信用金庫法の制定により、鋭意その使命の完遂に努力して

のでありまして、本年二月末現在においては預金額七百七億を突破し、貸出額また五百三十三億を突破するといふ目覚ましい活動を示しているものであります。更に中小企業者のための金融機関として更に一層その活動を促進し、中小企業金融の円滑化を図るために、今回信用金庫法の一部を改正いたしました。會員たる資格を有する事業者の常時使用する従業員の数、百人より三百人に引上げますとともに、會員中株式会社の数が漸次増加する傾向にある実情にかんがみまして、これらの者の便益を図るために、新に、會員のた

めに、有価証券の拂込金の受入等の業務を行ひ得ることとし、また資金運用の効率化を図り、経営の健全化に資するたに、その本来の業務に反しない限度において、大蔵大臣の認可を條件といたしまして、會員以外の者に対する資金の貸付又は手形の割引を行ひ得ることとしたのであります。

以上の趣旨によりまして本法律案を提案した次第であります。なおこの機会におきまして、改正案の内容について更に若干補足的な説明を加えておきたいと存じます。

先ず今回改正の第一点たる會員資格

の擴大という点であります。事業者たる會員の資格としては、現在常時使用する従業員数が百人と限定されて

いるのであります。御承知の通り見返資金の中小企業貸付は従業員三百人以下の中小企業者に対してなされることとなつており、又別途本国会に提案されて

いる中小企業等協同組合法の一部改正案におきましても、事業者たる會員の資格を三百人に擴大いたそうとして

いるのであります。更に資金難を訴える中小企業者は、

「委員長退席、理事大矢半次郎君委員長席に着く」

おおよね三百人以下のものに多い現状であります。このような事情にかんが

みまして、信用金庫につきましても、その會員となり得る事業者の範圍を三

百人以下に擴大することにより、中小企業金融難の解決に資することといた

そうとするものであります。

次に改正の第二点たる會員のたに、有価証券の拂込金の受入等の業務を新たに加えた点であります。御承知

の通り株式会社の普及発達に伴ないまして、信用金庫の株式会社が法人會員数も最近漸増の傾向にあるので

あります。これら株式会社が増資するような、或いは又今後會員たる個人が新たに株式会社を設立しようとする

場合におきまして、現行法の下ではそれら株式の拂込金の受入等の業務の取扱ができませんことになつております

ので極めて不便を感じられ、数年来その取扱方を要望しておつたところで

あります。よつてこの際その取扱を認め、金融機関としての活動の万全を期せしめようとするものであります。

最後に、改正の第三点として大蔵大臣の認可を條件として員外貸付を認めることにいたしました点であります。信用金庫の相当数は現在市町村の金融事務を取扱っており、これを取扱い金庫は今後更に増加する傾向にあります。が、金庫事務の取扱には市町村当局への貸出を行ふ場合が生ずることが当然予想されるところであります。のみならず信用金庫の資金量の増大に伴いまして、その余剰金が一時多額に上ることがあり、その効率的運用を図るためコール・ローン等に放出する必要があるもので、これらの理由によりまして會員以外の者に対する貸出の途をここに開いておこうとするものであります。

なお員外貸出の場合には大蔵大臣の認可を要することとし、協同組織の本旨を離れて會員以外の個人にまで無暗に貸出を行ふことがないようにいたしております。

なにとぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。
(理事大矢半次郎君退席、理事菊川孝夫君委員長席に着く)
○理事(菊川孝夫君) 只今説明されました信用金庫法の一部を改正する法律案について只今より質疑を行います。
○小林政夫君 大蔵大臣の認可を條件として、會員以外の者に対する資金の貸付をやるということですが、

この大蔵大臣の認可というのはいくらにふり行われるわけですか。一件一件やるのか……。

○衆議院議員(大村清一君) これは大蔵大臣が組合の内容を調査いたしましたので、その組合の経営の堅実性、又預金その他資金の充実等を勘案いたしまして、員外貸出し、これは主として金庫事務をやっております場合の貸越金のことが多いわけでありまして、それから出すというよりは、これに限定をされておられるわけでありまして、それをいまして、包括的に許可をするわけにございませぬ。個々ではございませぬ。

○小林政夫君 その包括的許可というのは、この信用金庫はそういうことをやつてもよろしいというふうになるのか、或いは預金の何%か、或いは何万円とか金額的に絶対額で行くのか、或いは預金のパーセンテージで行くのか、その点はどつです。

○衆議院議員(大村清一君) それは許可の場合におきまして一定の条件を付しまして、条件の範囲内で貸出しをするようにいたす場合が多いのであります。

○小林政夫君 その条件のつけ方ですね、つけ方を具体的に。

○衆議院議員(大村清一君) 今度お話のような資金量によりまして資金量の何%、或いは金額の全部というふうなことで一定の条件を付しまして許可されるということになります。

○小林政夫君 そうすると、その資金の性質、使途、使途といつても具体的貸出先でなしに、コール・ローン或いは金庫事務をやっているそのその貸

越というふうな貸付資金の性質です。これについても条件がつくのですか。それから期間はどつです。期間は、何か月という。

○衆議院議員(大村清一君) 二つの場合がございまして、例えば支金庫事務を組合にやらせるというふうな場合にはおきましては、無制限にやりますことは又組合の他の者に迷惑をかけますから、貸越限度は百万円とか二百万円とかその組合の実力に応じて適当な制限を付するということに許可になるのであります。

〔理事菊川孝夫君退席 理事伊藤保平君委員長席に着く〕

それからコール・ローンに出します場合は、田舎のほうの信用金庫等におきましてはあまりないと思ひますが、東京の預金量が二十億もありまして、有力な金庫におきましては、資金の運用上或る程度のもをコール・ローンに出すほうが却つて必要だというふうな場合がありまして、その場合におきましては金庫の状況に応じてコール・ローンに出す限度を定めておく。この場合におきましては許可を受けるほうからその条件を出して、その限度におきまして適当の場合にはその条件内で許すというふうな扱いになるのであります。

○理事(伊藤保平君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(伊藤保平君) 速記を始めて下さい。次に在外公館借入金返済の突

施に関する法律案、これを議題にいたします。右につきまして御質疑のかたは、この際お願いいたします。

○森八三三君 この同一人につきまし

て五万円という限度をきめたというところの趣旨、それによつて生ずるであろう影響等につきましてどうお考えになつておるか御説明をお願いします。

○政府委員(石田正君) これは昨日も申し上げたかと思ひますが、本借入金の性質といふのは非常に複雑を極めておるものでありまして、私たちがいたしましては今回の法案によりまして、この在外公館の借入金返済につきまして最後の結論を下したい、こ

ういうのが全体の趣旨でございまして、そういたしました理由はいろ／＼と類似の問題も起つて来るわけにございませぬ。それから又国の財政というふうなことも考えられまして、この五万円というところが最高限度であらうかというふうな考へて決定いたしました次第でございまして、それからどういふこれによつて影響が起るかという点でござい

ますが、今まで審査をいたしまして参りまして、大体中味の確定をいたしました件数が大体十三万二千件ほどございまして、そのうち五万円を超えするものは三千件に満たない、かように考へておる次第でございまして、正確に申しますと今のわかつておりますところでは二千三百件ばかりでございまして、それがこの五万円というものによつて影響を受けるというふうな考へる次第でございまして。

○森八三三君 もう一つお伺ひいたしたいのは、現貨通貨表示金額を本邦通貨に換算をいたしましてその三割増しにする。その三割増という根拠はどこにおかれておるのか。

○政府委員(石田正君) その問題の処理は非常にむづかしいのであります

が、政府といたしましては、こういう問題をできるだけ早く解決すべきが趣旨であつたかと思ひますのでございませぬ。然るにもかかわりませぬ、いふ事情がございまして今日に及んだわけでございます。この支拂を受けたかたは皆海外から引揚になつたかたでございまして、そういうかた／＼に對しましてこういう長い期間処理が遅れましたということは、政府といたしまして誠に反省をせざるを得ない点もございまして、従いまして、花し飯にお引揚になりました当時こういう財源と処理がつかまされたというふうなならば、その間におきましてい／＼御利用の途もあつたかと思ひますのであります。が、そういう点も考へまして利息分に相当するくらいのもは差上げするのが筋ではないかというふうな考へたのであります。ただこれは借入れの時期等が皆違つております。そういう関係で画一的にするわけにも参りせんので、大体年五分というにいたしました。借入をいたしました当時から考へますと大体六年ばかりたつてゐるのであります。それらのことを考へまして大ざつぱに直りますと三割という計算をいたしました。

○森八三三君 そうしますと、現貨通貨を本邦の通貨に換算をするという換算率は、いつの時期をとつて基準とするのか。これは公館が借入れるときの基準で換算をするのか。その後貸付の価値の異動もありまして、現在の価値に換算してそれに三〇%、利息程度を付加えるということになるのか。その計算実態はどうなりますか。

○政府委員(石田正君) この借入は非常に長い期間に亘つて行われたのであ

ります。が、大体の気持をいたしましては当時の円と現地の通貨というものを基準にいたしてやつたわけにございませぬ。と申しますのは、その後日本の円の通貨も変わつておりますけれども、現地の通貨は非常に変動をいたしております。今日の状況を以てこれを換算するといふことは殆ど至難でございまして、我々の原則といたしましては大体当時の率によつて換算する、こ

ういう考へ方で進めたのであります。なお相当長い時期に亘つておりますのでその時期々々によつて全部出すわけにも参りませぬ。そこで借入が一体どういふ時期に行われたかと申しますと、金額的に山を書いてみまして一番借入がた／＼さん行われました時を出しまして現貨通貨と円の換算率を適用する、かようなことになつた次第であります。

○森八三三君 そうしますと、公館に貸付をいたしております引揚者から考へますと、その当時その措置が考へられておつたといひますれば、その取得する返済金によつてそれ／＼経済活動の資源として利用されておつたと思ひます。となりますと、その後における国内の経済上の変動に伴う影響を当然受けておつたと思ひます。ただその後五、六年を経過してありますので年五分程度金利をつけることにはな

りますけれども、そう申上げますと、それ／＼の影響といふものは全然加算をされないのである結果に終るように思ひますが、そういうふうに了解していいのかどうか。

○政府委員(石田正君) 御質問の点に對しまして若干補足させて頂きたいと

らこれを改めまして、その段階区分を整理するとともに割増額を含めた定額で表示することに改めました。

第二に、外国旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますとともに、旅行者の職級に應ずる割増区分及び割増額は、ほぼ内国旅行の場合と均衡をとつて定めることといたしました。

第三に、外国旅行の場合の鉄道賃、船賃及び支度料につきまして、外交再開後の実情に適合するようにその支給條件を合理的なものに改めることといふいたしました。

以上申しましたほか、制度運用の実情に鑑みて若干の規定の整備を図ることといたしてあります。

なお今回の定期改訂による旅費の増加額につきましては、すべて既定予算の範囲内において賄う方針でございます。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

なにとぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(伊藤保平君) 本件の質疑は次回に譲ります。

○理事(伊藤保平君) 次に在外公館等借入金返済の支拂に關する法律案を議題に供します。

○政府委員(石田正君) 先ほど御質問がありました件は数字の点につきまして脱漏いたしました分がございまして、これで補足させて頂きたいと思ひます。これは五百円未満の数字を落して上げましたのでありますが、これが一万八千六百四十四でございます。それに相当いたします金額が五百円で換算いたしました四百六十一万二千円になるわけでありまして、従ひまして先ほどの数字を調査いたしますと、五万円未満の件数は十一万二千四百四十件と申しましたが、これが十三万五千四百件と相成ります。金額のほうは大體八千四百一十三万三千円、こういうふうな計算に相成る次第でございます。

○小林政夫君 ついでに、ここに在外

公館等借入金評価審議会に對する諮問をされた事項の答申書が資料として添付されております。これをあなたに聞かれたのでしようから説明して頂けないでしょうか、答申について。

○政府委員(石田正君) 評価審議会に對しまして諮問いたしました事項は五つあるわけでございます。

第一は終戦後における現地の通貨制度の変遷がどうなつてゐるかという点でございます。この点につきましては非常に広範に亘りまして、まづ、でございます。この中でお話し上げることが省略させて頂きたいと存ずる次第でございます。

それから第二の問題といたしましては、借入金を表示いたしてありますところの現地通貨を評価するにはどういう方法によつたら一番妥当であろうか、こういう点を諮問いたしましたわけでございます。これは目指してありますところの答申の趣旨は、いろいろ、種類の通貨がございました場合にその価値の比較をいたしますのは購買力の比較をいたしまして、そして物価指数、特に卸売物価指数を以て比較する、こういう方法があり得るわけでありまして、それによつてやるといふことが本筋なのでございますが、終戦前におきましては實際現地におきましては、物価指数とか何とかいふものが正確に捕捉し難いという実情もございまして、特に終戦後の混乱時におきましては、そういうものを的確に把握するといふことができないという実情にあつたわけでございます。

そこでこの先ほど申したのでありますが、一休いかなる時期を以て比較するかという問題がございするが、

これは仮に最盛期によつてやつたほうがよろしかろう、非帯に長年に亘りましてしすので一番その最盛期といふものをとつて、そのところを以ていろいろ考へてみようといふことに基きましてとつたのでありますが、それと同時に地区ごとに事情が違ふ点がございします。甚だしいことを申し上げますと、同じ地区の中でもみんな町々ごとに違ふという点もあつたわけでございますが、大きく常識的に分けまして、そうしてそれらの地区についてどういふ状況かという点を次に研究してみたい、こういうことが妥当だろう。そこでこれを一応朝鮮、満州、関東州、華北、華中、タイ、仏印というような区分をいたしまして、それでその通貨の評価をしようといふのでありますが、結局なんらか代表的な品物をつつてその値段を比較してみるのが一番端的ではないか。そこで選ばれましたものが米でございます。これはまあ米を必ずしも主食としておらない所もございするもので、それから又米の産地と消費地というところの事情の違いもございします。結局品物を考えた結果米によりざるを得ないのではないか、こういうことに相成つた次第でございます。

そこでその米の問題はどうなつてゐるかといふことを比較するといふふうなことを先ず中心としていろいろと数字を出し、それから大體その場合に大きな問題と、相成りましたのは、麦のようなものを中心とする所はどうかといふことであつたのでありますが、これは各地ごとにこは麦をとる、こは米をとる、こは非常に煩雜なものでありますが、併し幸ひにして終戦

後におけるところのそういう食糧の値の動きというものが大體このような方向に進んでおつた。そこで米をとつてもいいではないかという結論に達したわけでありまして、そこで米の値段を中心にしていたしましてやつたのであります。ただ當時におきまして地域によりまして一つの通貨ではなく幾つかの通貨があるという場合はどれによるかというふうな問題があるのであります。これは一番その地域において実質上ドミナントしておりますところの通貨によつてそれを比較をして、そうしてそれを現地におけるところの通貨相互間のまあ価値に従つて通貨の価値をきめて行く、大體こういうふうな方針によりまして評価をいたしたわけでございます。それが結局諮問の結果でございます。その間におきまして違つた一つの評価方法として、借入金金を表示してゐるところの現地通貨を併合時の為替相場で換算して、そうして適つて行くといふ方式のことも考えたのでございますが、先ほど御質問の答申に申しましたこととくなく、それは實際問題としてむづかしいことがありまして、それでやりますと大體的に申しては、いづれ債権者と申しますと、語弊があるかも知れませんが公館借入金に應じられたい向に對してむしろ不利な結果が出て来るというふうなことがございまして、前段に申しました方法によつた、これが大體諮問の第二の事項に對しますところの答申の要旨でございます。

それから第三の問題としましては、同じ現地通貨がありまする所におきましてその地域ごとに地域差を付けるかどうか。この問題でございますが原則として地域差を設けないでいいのじやないかというのが一つの方針であります。ただ一つの通貨が先ほど申しました区分けした地域の各地域に移してゐるといふような場合におきましては、それ、別に扱はざるを得ないのじやないか、これが第三に對しますところの答申の要旨でございます。

それから第四の問題は、現地の通貨が時期によつて価値が違つてゐる、これはどうするのだという問題でございます。これは一現地通貨によつて借入の時、同一現地通貨によつて借入の時、というのを一々押えて正確にやるといふのが本来の趣旨であらうけれども併しそれもできませんので、結局最盛時を以てそのときの価値で行くのがむしろ一番實際上妥当ではないか、そういうことでございます。ただそれを実際にまあグラフ式に表現してみますと、最盛期の山でありましますが一つの所が多いのでありますが、所によりましては山らしいものが二つある。こういうことになりますと山と山とを両方とつてそうして山の真中をとつて、左の山に近いほうは左の山で評価する、右の山に近いほうは右の山で評価する。これが諮問事項の第四に對する答申の要旨でございます。

それから諮問事項の五、通貨別、地域別及び時期別の四評價基準はどうか。というの、これは日本政府がいたしまして今度の法案を出しますにつきまして別表となつておる部分でございます。要するに先ほど申しましたいろいろ諮問事項に對する考え方をやつて参つた結果結論はこういうことに相成る

のじやないか、こういう答申でござい
ます。政府といたしましては、その答
申の趣旨によりましてこの法案を提出
するに至つたのであります。なお先ほ
ど御質問がありましたところの三割の
問題も一応そういうふうな評價審議会
としては結論は出したけれども、自主
的な觀念を盛るということができれば
なお一層よいのではないかと、こうい
う希望事項がありましたのでそれを盛
りましてこれを作つた、かようなこと
でございます。

○理事(伊藤保平君) 質問がござい
ませんでしから午前は一応このまゝに
いたしまして午後は一時から再開いた
します。一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時八分開会

○委員長(平沼騷太郎君) 大蔵委員会
を再開いたします。関稅定率法等の一
部を改正する法律案(予備審査)これ
について質疑を行います。

○小林政夫君 通産省から化学局と鐵
維局が来ているようですが、両方の例
の建築染料についての見解を聞きたい
と思うのですが、化学局と鐵維局二人
来ておるようでございすね、両方と
も。化学局は恐らくメーカー側だし鐵
維局の方は使用者側のほうだと思ひ
ますから両方の見解を一通聞いてみた
いと思ひます。

○委員長(平沼騷太郎君) それでは鐵
維局と化学局の御両所に見解をお述べ
願ひたいと思ひます。

○説明員(秋山武久君) 鐵維局長は只
今通産委員会に出ておりました、私鐵
維局の鐵政課長の秋山であります。委
員長から両局の見解をお求めでござい

ますが、実はこれは通産省全体として
或いは政務次官或いは大臣あたりから
意見を申上げるほうが適當かと思ひ
てございまして、無論省内のそれ／＼
の立場上／＼意見はございまして
のですが、現在のところ通産省といた
しましては大体統一された意見を持つ
ておるわけでありまして。局の意見とい
うふうな御質問を受けまして実はちよ
つと御答弁申し上げにくいのでありま
す。

○小林政夫君 そういうことがあろう
と思つたので一応……勿論政府側だ
から政府が提案されておることと食ひ
違ふことは言えないはずですが、まあ
個人としてもいいが、それ／＼恐らく
立場が違ふはずなんです、そういう政
府、通産省としての意見をまとめられ
た過程における話として聞かしてもら
いたいと思ひます。

○委員長(平沼騷太郎君) 速記をとめ
て下さい。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事大矢半次郎君
委員長席に着く〕

○理事(大矢半次郎君) 速記を始めて
下さい。

○説明員(秋山武久君) 生産関係と需
要との関係についての御質問でござい
ますが、無論私もいたしまして、
國産染料が高級化しそれに生産量が
増えるということが何より望ましいこ
とでございまして、

〔理事大矢半次郎君退席、委員長
着席〕

強いて好んで輸入品を使ひたいとい
う氣持は毛頭持つておらないのでござ
います。ただこれも私専門でございま
せんが、聞くところによりますと、高級染

料につきましては一色の高級染料の設
備をいたしますのに大体一億円近くの
設備費を要するというような、無論こ
れは種類によつて高低いろいろあると
存じますけれどもそういうようなこと
を聞いておりますので、日本の現在の
資力から見てそう急激に國産染料で自
給するということとはちよつと予想し得
ないのではないかと、こういふに考へて
おります。ただこの間誤解を招くとい
へませんので申し上げておきたいので
あります。実は私もその真意は只今申
上げましたように、國産をできるだけ
殖やし國産染料を使つて行くというこ
とにおいて何人後にも落ちる氣持はご
ざいせんが、只今申し上げましたよう
な事情もありまして輸入品を全然入れ
ないで済む状態にはまあ急にはちよつ
と困難じやないか。従つて、或る程度の
輸入染料はどうしてもこれは使わざる
を得ないといふふうにも思ひますので
あります。従ひまして、若し可能であり
ますならば、我々の本當の希望はスレ
ン染料といふものについて一本の税
率といふことでなしに、國産可能な染
料と、近い将来にやはり客觀的に見て
國産不可能と思はれますような染料と
を区別いたしまして、それについて税
率を二つに分けるという方法が取り得
ますならば、これは何より望ま
しい方法だと思ひます。現に
スレン染料だけがあらゆる染料と別の
税率を定められておるというところか
ら見まして、スレン染料の中で特定の染
料、即ち國産可能なものと不可能な
ものといふものを区別するということ
も、無論これは手数は現在以上に相当
殖えることは考えられますけれども、
やつて不可能な問題ではないといふ

うに考えられるのであります。これは
まあ私、税の専門でございせんから
そういう点が誤りであれば取消します
が、本當のまあ素人考えとしてはそう
いふような希望を持つておるのであり
ます。染料メーカーといたしましては、
染織業者といたしましては問題がここ
まで深刻になつて参りました現在、仮
に税関として相當手数が殖えるとい
はしても、若しできるならばできる
だけそういう方法でこの問題を解決し
て頂く方法はないものだらうかとい
うことを考へておるのであります。

○小林政夫君 化学局のほうへ聞きま
すが、この資料は化学局の所管で
すか。化成工業協会から先般スレンの
染料設備能力及びその増産、二十七
年度中に補充及び新設予定の計画書を
出してもらったのですが、化学局の見
られるところでもこれで間違いないと
お考えですか。

○説明員(入江明君) 化学局長に代り
まして、化学局の有機課長でございま
す。化成工業協会からの資料という
のですが只今拜見いたしましたので詳細に
拜見するひまがないのでござい
ます。実はスレン染料設備能力の増強計
画がございまして、開發銀行からの資
金の融資のうち、三井化学の分につき
ましてはすでに融資が終了しまして建設
にかかり或いは完了したものとござい
ますが、日新化学の分につきましては
開發銀行の融資がまだ決定いたして
おりませんために多少延びております。
従ひまして、ここにございす二十七
年度末といふのは或いは日新化学の分
が多少延びることがあるかも知れない
という程度で、計画といたしましては
この通りでございす。

○小林政夫君 先ほど鐵維局の秋山君
が國産染料と輸入染料とを分けて税率
を変へるという意見を述べられたので
すが、その際にはつきりこのいろ／＼
百何十種から品種があるわけであり
ますが、それについて勿論メーカー側と
本省側と話をしつゝ結局は尻は化学局
か鐵維局に持込まれると思ひますが
ちよつと分けられましようかね、割合は
つけられますか。確信ありまするか二
人とも。この染料は一応輸入スレンの
中でございす、品目別に、大分混合して
使ひますようですから、ここではつき
り分けられるかどうか。

○説明員(入江明君) 大体人によつて
その見方が違ふのでございす。要
求せられておりますスレン染料の數と
申しますのは、まあ七十乃至百種と
いふふうには言われておりますが、こ
ういふうち國産可能であるものは二十種
類ばかりでございす。國産對抗品がな
いと稱せられておるものはやはり五十
種類ばかりでございす。その間のもの
は研究が終つておつて國産しようと思
はれると云ふものもあり、或いは
他の配合によつて、輸入品そのもので
はないかも知れないが大体その對抗品
ができるというふうなものと考えられ
ておりますが、而も大体におきまして
スレン染料そのものは非常に使用量が
比較的少いものでございすから、仮
に日本でスレン染料をこしらへるとい
はしたとしても、年間數キロというよう
なものには企業化しても殆んど企業
的には合はない、こゝういふものは殆んど輸
入に仰ぐばかりはない。併しメーカー等
によつて國産化し得るものもござい
すから、種類の申しますとその通り
でございす。相當數が國産化し得

るという考えである。こうなりますと、やはり先ほど秋山説明員が申しました通り、国産化し得るもののはできるだけ使用者としても国産品を使いべきであり、国産化しても企業的に合わないものはメーカーといたしましていさぎよくこれをなげうつという形になりますれば、片一方は低率が望ましく片一方は高率が望ましい。その辺を先ず数量的に大きく占めるもので分けて行くというふうにいたしますれば、それはどの食い違ひはなく品種は決定し得るのじやないかと私はそう考えます。

○小林政夫君 この前、学者の、何といいましたかね、この研究室で研究しておられる人に来てもらつて、私も秋山君の言つたと同じような見解で聞いてみたところが、なか／＼スレンの中で品質をわけ、税関でこの品質を簡単に言うためにブルーだ、ブラウンだというふうなことで分けて行くというところが困難であるという意見の陳陳があつた。メーカー側も本省側もそういう現物を色分けするということとはそう簡単にはできない。一遍染めてみなければならぬというふうなことを言つておつたわけだ。私は先般国政調査で三井化学へ行つてこのスレンの染料を見て来たんです。そのときには我々の見せてもらったのは簡単な試験管で、ちよつと布をつけてやはりそれ／＼色が出たわけだ。その私が行つたときの設備としてはそう大した設備ではなくて、その研究の程度のことです。からまあブルー、バイオレットというふうなもの、簡単に試験管と、ちよつとした煮沸設備等で色分けできるわけです。そういうことからいつて税関にどの程

度の現在設備があつて、そういう簡単な、これはおかしいと思うのに対して、そういう試験設備をすることができるかどうか。又そうしなくてもこのインボイス等で信頼して一応入れておいてあやしいと思えば後から抜き取り検査をやつてみるというふうなことで行けるものかどうかという点について、秋山君と同様な見解を持つてゐるんです。そういう点について研究してみたいと思つてゐるんです。あなたの方にそれを言うのも何だが、大蔵省のこの税関関係の人は来ていないのですか。

○説明員（木谷忠義君） 説明員でございます。税関部鑑査課長木谷です。只今のお尋ねの税関でスレン染料を分析してその種類といふことが、品種を正確に見分けることができるかどうかという御質問でございますが、税関におきましては分析室をそれ／＼持つておりましてやはり専門家を配置しております。それで相当詳しい分析もいたしております。だからそれ／＼専門家がおりまして相当詳しい分析はやつておりますから、そういう品種を見分けるという点は或る程度まではできると思つております。併しながらこの染料で現在分けてありますように染料の種類別に分けるわけ方、建築染料とか、塩基性染料、そういうふうな分け方ですと割合分析がしやすくてわかりやすい。ところが同じ建築染料の中で何々のAとかBとか、何々のGとかいうふうな細かい点になりますと、分析が相当困難になるんじゃないかという点が心配になるわけです。例えば昨年あたりからこれをどういふふうにして分析させるかというところで相当研究したん

ですが、やはりこれは相当むずかしい点が残つてゐる。それでもう一つ心配になりますのは、私のほうから率直に申し上げますと、或る種の染料は低い関税でやる、或る種の染料は高い関税でやる、こういうことになりまして、安いほうの染料の名前を使つて来るものがありやせんかという点が第一に考えられます。もの一つはそういう安い染料とそれから関税の高い染料、それを二つ混ぜて来た場合にこれをどう扱つか。そういうふうな場合にその見分けが非常に困難になる。それでそういうふうな混ぜて来たときに、その混ぜた分量によつてそれを元へ戻して計算ができるかどうか、という点を考えます。これは相当むずかしいのじやないか。そこらについてはなお通産省のほうの化学の専門のかたともよく御相談してこれは研究を進めなければ、今おそれとやるのは少しむずかしいのじやないかというふうに考えております。

○委員長（平沼彌太郎君） 本案の質疑は次回に譲ることになります。在外公館等借入金返済の案に關する法律案、これについて質疑を願ひたいいたします。○小林政夫君 議事進行について、この染料関係は御承知のごとく三月三十一日までにはきめなければならぬわけですが、そうすると今後のこれについてのもある関税定率法の審議をどういふふうに進められるつもりであるか、それを一通日程というか、我々も会派の意見をまとめる関係で……○委員長（平沼彌太郎君） 速記をとめて下さい。

○委員長（平沼彌太郎君） 速記を始めして下さい。郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案について質疑を願ひます。○菊川幸夫君 昨日電通省の会計課長にお尋ねしたのでありますが、実は電通省におきましては最近社会の耳目を御動するがごとき汚職事件が頻発しております。まだどこまで発展するかわからんというふうなことが新聞にも報道されてゐるので誠に恐ろしいことだと思ひます。従ひましてこの会計法の改正に当りましては、そういう原因の介在するところを成るべく直して、そうして改正の際に入札するようになされることは我々としては是非望ましいことであるというふうに考へて昨日御質問申し上げたが、そのいろいろ御質問したうちで焦点になるのは契約の問題でありますけれども、三十万円以下の場合には公開入札とする、三十万円以上の場合にはこれは特殊の技能を要するものであるというので、指名競争入札或いは隨意契約ということになる。由であります。我々といひましたしはそれは指名競争入札或いは隨意契約と一般公開入札とはそれ／＼長所短所がございまして、一概に何でも公開入札にすればいいんだというふうに言ひ切るのも問題だと思ひます。併し最近電通省におきましては、曾つての日本電信電話会社といひます。電氣通信省におきましては今のものが、特に満洲国において電信電話をやつておつた人たちがお帰りになつてあれに相当するような請負会社をこしらえて、それと今後相当密接にやつて行かれようとする動きもあるとい

うように、聞いておるし、曾つての日本電信電話会社を電通省に吸収してしまつたために、その人たちが何といひます。今までやつておつたような氣質が未だに抜切つておらないために、公務員としての適格性において若干遺憾の点があつたために今日のよう汚職事件が出たのじやないか。従ひまして私申し上げたいのは、この契約の問題につきまして原則は飽くまでも公開入札で行くべきではなからうか。かように考えるわけですが、勿論その場合にたゞ單なる無制限に公開入札というわけにも行かないでしょうが、入札の場合には保証金も取るであらうし、又その会社がそれだけの仕事を請負うだけの資格があるかどうかということも考えなければならぬのであります。併し今日三十万円以下の工事なんというのは工事の中に殆んど入らない、たゞ單なる修理だと思ひ、それだけは公開入札にしておいて、三十万円を超えるものはみんな指名競争或いは隨意契約にしているというところにこの汚職事件發生の一番根本的な原因があるのではないかと我々は考へるのであります。この点他の省の建設或いは施設の契約と脱合して、あなたのほうだけは特別のこゝろを御研究になつておるかどうか、一遍一つお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員（肥田彌三君） お答え申し上げます。電氣通信省におきましては今おつしやいましたように汚職を起しております。誠に申訳ないのではありませんが、それにつきましてはあらゆる面から検討を加へまして将来このようにこのの起らんやうにということをして

は嚴格なる原価計算の下に予定価格を持ちまして隨意契約もやむを得ないかと存じますが、これは極めてレア・ケースでございますして、一般的には指名競争又は一般競争というところでやつて行きたいと、かように考えている次第でございます。

○菊川孝夫君 次に、将来こんなことを起さないようにいろう／＼やつているということをやわれましたが、具体的ににどういうことをおやりになつておりますか。

○政府委員(肥爪龜三君) 先ほど申しました工事長と資金前渡官吏で十分な牽制をして、間違いないようにやりますという点も第一でございますが、又そのほか予算上当然そういう経費は入つておつたのでありますから、その周知が徹底していなかつたことから、たとえて申しますと、工事を始

めまする場合に地元で起工式などをやる必要があるものであります。で、起工式には適当な経費を割きまして近所の人に集まつて頂きまして披露をするということも仕事をやりやすくなる場合には当然必要でございますが、その経費を出せるということが、又そういう経費をどの程度まで使つていいかということが余りつきりしてないかつたといふことがございます。こういうことをはつきりいたします。又現場で仕事をやるにいたしますとその工事要員の事務所のようなのが必要でございますが、こういう仮設備を作るにつきましてもどの程度にやるかといふこともや明確を欠いておりましたので、そういうことをはつきりするといふことを考へておるわけであります。そのほか警察との関係、例えば盗難にあつた、それにつきましてもいろいろ協議をするといふような場合の多少の経費等も分明を欠いておつたのであります。そういうような部外折衝費等につきましても明確にすることにしたしまして、工事部隊が正確に予算をみまして必要な経費はつきりとやれるようにするといふことになつたのであります。

○菊川幸夫君 次に認証制度についてお伺いしたいのでございますが、実は先国会以来今国会まで継続審査になつておつて、一般の財政法、会計法の改正に当りまして、終戦後設けられましては有名無実と申しますか、まあ認証制度について、他の官庁におきましては有名無実と申しますか、まあ煩瑣に堪えないから廃止してもらいたいという要望が強く、今回の会計法の一部改正に当りまして、認証制度は原則としては廃止することになつたわけでありまして、ところがあなたの方ではこの認証制度も設けなければならぬと特別調達庁とあなたの方からは強く要望している、まあ設けさしてもいいたいといふことを言つておるというやうなことを聞いて、せめて今までの汚職事件を防止する一つの體面としてこれをやつて残されようといふふうにまあせられたらと思うのですが、あの支出負担行為を行う場合の認証制度につきまして、今後あなたの方ではこれを活用して、今までも活用しておられたのか、そのために残すことになるのか、それとも單なる申訳として残すのか、これの活用につきましてよその官庁ではこれをやめてもらいたい、例えば農林省とか建設省辺りはそう言つておるのに、あなたの方は残すわけになるのではありませんか、これの将来の運用はつてどういふふうによつて行かれるつもりでありますか。

○政府委員（肥田三三君） お答えいたします。私どものほうの役所の機構から申上げることが、御説明申上げるのに徹底するのじやないかと思つたのでございまして、その点から申上げさせて

頂きたいと存じます。電気通信省はいわゆるライン・オルガニゼーションと申しまして、つまり業務局とか施設局とか或いはその他學園とかそういうふうな各ラインが予算の執行の責任を任ずるということになつておるものであります。そうして経理局の地位はアメリカ流で申しますればやコントローラー的でも申しますれば、予算の執行の責任には任じない、そうして計数を取まめまして決算し、統計し、経営分析いたしましたして、そうして又会計の検査をいたしまして、そうして各ラインの予算の執行状況を監視報告をいたしているものであります。で、そういうふうな組織になつておる関係から私どもの考へていたしましては、この認証制度はライン・オルガニゼーションの純粹な形におきましては設置法違反といふふうの考へも生ずるやうな次第でございまして、この認証官を経理局の中におきまして、この認証官が契約その他を個々に見て、そうしてこれが法規政令に適合しているかどうか、或いはこの経費の使い方、或いはこの契約の仕方が誠に事業上適切であるかどうかといふことを見ておる次第であります。で、そういうふうなことから従来の経験によりまして認証制度は相当効果を上げておると、かように考へております。従いまして私どものほうにおきましてこの認証制度は存置してやつて行きたい。仰せの通り特別調達庁と私のほうだけでやつておるわけでございますが、ただ認証はもう一遍仕事の内容をはかの部局で見るといふことになりまして関係から、遅れるとかいろいろ／＼なことの非難もあるわけでありまして、私どもは重点的に

大きな物の買ひ方或いはその他の工事契約等につきまして重点的に認証いたしまして、必ずしも今の日本の民度におきまして、いわゆるアメリカ式な純粹なライン・オルガニゼーションで少しどうかと思われまふやうな点をこの認証制度によりまして補ひまして、そうして予算の執行に遺憾なきを期している次第であります。なおこの会計法の改正でやめてもいい認証でございまして、私どものほうは、なお将来ともこの認証制度を重点的に存置して行きたいと、かように考へておる次第でございます。

○菊川幸夫君 更に最後に一つ経理局長にお伺いしたいのは、今回の汚職事件、まあ追求されておるのですから有罪になるか無罪になるかは別といたしまして、一体、具体的に今ちよつとお話になりましたけれども、よく我々にはわからないのですがどういふところでございまして、この不正事件が一番発生したのか。その根本に何に欠陥があるのか。こういうことを先ず考へてみなければ、今度の会計法の改正等と私は合せて今いろいろ処置を講ぜられていふところどころでこんな大きな事件が起きるのか。而も局長連中まで引つかつておつたのが二十五年に至つてもわからない。これは今いいと言われてもあんなにわかつて来るかも知れませぬけれども、どうしてどこにおいて出て来たのか、具体的に一つ御説明を願ひたいと思ふのですが、又これは被疑事件でありますから有罪になるか無罪になるかは別といたしまして、疑惑を今警視庁のほうから追求されておる点は何の点であるか。その点を一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員（肥田三三君） 仰せの通り事件が警視庁でございまして私どもも輕々に申上げることが困難でございしますが、実はこの工事上の不正といふ問題につきましては、私どものほうの会計検査によりましてあつたやうなことが行われておることを発見いたしました。これの端正を期した次第でございまして、あつたやうな工事上の不正が起りました原因は、先ほど申しましたやうに、会計法規というものに習熟しないといふか、そういうものに余り顧慮を拂わぬやうな人が主体となつて仕事をやつておりました。そうして当初先ほど申しましたやうな、必要な経費につきましてはつきりした指示がなかつたといふやうなことから、とにかく正当に出してあとで事後報告でもすればいいのをついそのまゝ簡單にやれる方法として、一応空契約、空入夫等によりまして経費を捻出したしまして、そうしてその現金によりまして必要な経費を支弁しておつたので、それでその現金化されたものはおそらく一応国の歳入から出ておるもので、ついでその金にいろいろ考へが生じまして、例えば旅費が一定の日数以上そこに滞在しておくと減額する、減額してはどうも困る、旅費加給といふやうな名前でその現金化された金を分けるといふやうなこと、或いはそういう空契約をいたしたため、に、相手方に税金の負担をかける虞れがある、その税金分をその金から出すといふやうな工合に、だん／＼とよからん方向へ向いて参りまして、経費が濫費されておるといふことが私どもの監査によりまして発見されたのであり

ます。誠にそういうような次第でございまして申訳なかつたのであります。幸い上司におかれましては、こういう濫費につきまして非常に遺憾であるというので断固矯正して頂くという事になりまして今日に至つては、もうなわけでございます。

○菊川幸夫君　そうすると、その相手方というのは、先ほど冒頭にお尋ねいたしましたいわゆる工事の契約の指名或いは競争入札に加わり得るところの会社なり請負者、これとの結び付きが根本的原因になつてゐるのではないですか。従いまして、その人の名前を使つて空入夫を請求したり、或いは必要な経費でないものを経費に見積つてその空入夫を請負せたり、そうしてその人が受取つたという形にして実はその現場の仕事をやつてゐる者が着服した、こういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(肥田三三三)　今の工事の請負のやり方と一応関係はないのでございまして。有接入夫を雇います場合には公定相場では雇えないというようなことから、つい水増しをして人を雇うというやうな事。それからそういうことも困難であるというやうなことから、工事の一部分を切り投げというやうなことにいたしてやりますとか、そういうやうなことでございまして、いわゆる今の工事請負方法の關係とに一応関係なしに行われたのであります。

それから先ほどお答え申しました中で、やや説明が不十分で誤解があるといけませんのでちよつと附加えさせて頂きたいのでございますが、現在いろいろ汚職事件として新聞に伝えられて

おりますのは、要するに工事上の不正があるという事を私どもで発見いたしまして、それを行政処分をしたのであります。それが新聞に出まして、うして検査当局から書類をとり来られまして、その書類をおとりになりまして検査庁でいろいろなことをお調べになつてゐるという事でございまして、その書類を検査庁からとられましてそれから先のことは私どものほうでは全然わからないのであります。その書類をとられるという原因は、私どものほうで会計監査によりまして発見し、そうして矯正をして行政処分したことが新聞に漏れたというところから出て来ている次第でございます。

○菊川幸夫君　そういういたしますと、今の認証制度の問題に戻りまして、認証をいたすに当りまして、そういう大量な空入夫を使つたり、或いは空入夫をやるというやうなことは認証の際に発見できないのですか。そうすると認証制度たるや誠に有名無実になると私は思ふのでございまして。

○政府委員(肥田三三三)　工事命令が出ますときには、こういう仕事につきまして、これだけの経費という事で一応みるわけでございますが、ただこれが実行されるには、予算執行職員としての資金前渡官吏は、現場におきましていろいろ仕事をやるわけでございます。それから、その場合には資金前渡官吏が一々金を支出いたしまするのを認証することは到底できないのでございまして、これはその工事現場の工事長なり或いは資金前渡官吏が十分なお互いの牽制を持つとか、或いは断乎たる覚悟で正しい仕事をやるという事を期待するしかないものでござい

して、そこまで参りますと、認証制度とは一応関係ないというわけでございます。

○菊川幸夫君　そうしやなく、認証の場には、人夫賃として幾ら延べ何人というふうにして認証をするわけでありまして、支出するときにそれだけの範囲内であつた場合にはいいだろうと私は思ふのであります。工事の概要を当然認証を受ける場合には附して来ると思ひます。その場合には人夫賃が幾らとつて延べ何人という事はちやんとつてゐるわけですか。そうすると、あなたの言うやうに空入夫を使うという事になりますとそれをオーバーしなければ当然使えないのじやないですか。

○政府委員(肥田三三三)　工事費と言いますのは、先ほど申しましたやうに、官給の物品は実際の現場の資金前渡官吏が渡します分の工事費には入つておりません。そこで現場の工事長が使用します工事費と申しますのは、その人夫を使います場合の賃金、それから旅費、それから現場でバケツとかほうきとか多少のものを買い置ますが、そういう現場で支出いたしまする諸品費、こういう三つのものから成り立つてゐる次第でございます。そういう三つのもので、大体この工事について旅費がどれだけ要るか、或いは賃金要員が延べ何人要るか、或いは現金支出の諸品がどれだけ要るかということがあるわけでございます。それをみるわけでございますが、私どものほうではそうしてやつておりますが、それが現実に使われました状態を見まして、非常に濫費されておつたことを発見いたしまして、そうしてそれ

によりましてその後本年度におきましては二十五年度の工事単金に比べまして大体七億ぐらゐの節約をしたのであります。更にその後の一考をしまして、来年度の予算の工事単金は二十五年度の工事単金に比べまして十億ぐらゐの節約になつてゐる。それを更にもう少し節約したいというやうな場合には、現場の模様を見まして更にだん／＼と工事費を合理化して行くというやうな場合には、これが勿論空入夫に向くとか何とかというやうなことはわかりませんし、大体の工事費として見てゐるという次第でございます。

○菊川幸夫君　次に、今おつしやいましたやうに、二十五年度の工事単金と比べて十億或いは七億の節約をされたという事でございしますが、電話はなか／＼申込んで附けてもらへない、而も今度は電話の架設に当りましては三万円の架設費を加ふから徴収するといふことをせられたわけですか。そうすると十億なり七億の節約で以てこれを充當して、三万円の架設費を取るといふことは緩和することはできるのじやないか。又僕らの申したいのは、三万円取るのだと言つて取つておきながら、電通省には汚職事件が起きるから、内容のわからない者からいたしますと、内容のわからない者からいたしますと、あのやうにして三万円取つた金で上のほうのやつはうまいことをしてゐるのだというやうに当然ピンと来るわけでありまして、取られる者からすると来るわけでありまして、従いましてどうしてもこの会計法の改正に当りましては、丁度いい機会

でございますので、再びそういうことの起きないやうな私は法的な措置もでき得る限りやつて、更に一般工事担当官もそれから資金前渡官吏も共にやり一つ一つのモラルの問題をいたしまして私は自願して行かなければいかん問題だと思ふのであります。そこで今回の改正にそういう面が織込まれてゐるかどうかという点を最後にこの会計法の改正に当りまして、一つお伺いします。それとも一つは、契約の問題につきましてこれは改正される用意があるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思ふのであります。先ほど申しましたやうに、私具體的に例を挙げて申しましたが、三十万円以上というやつはそのままになつて、三十万円以下は公開入札だが、これをあなたのほうの取扱規定その他におきまして改正されるか。それともまあ原則は公開入札にして、それから特殊の技能を要するものについては指名競争入札或いは任意契約、こういうやうな改正を織込まれる用意があるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(肥田三三三)　会計法の改正に当りましてあゝいう汚職を起さないやうに十分注意するやうにというお話でございますが、その点は私共も十分考へております。やはり例へば認証という問題は私共のほうでは残しておきたい。或いは又物品価格調整引当金というやうなものにつきましても、こういうものを設けて、従来のやうにそのまま保管転換をしてほかの工事費へ使つてゐるやうなことにして工事費の単金に非常に不明確なものを生ずるといふやうなことはないやうに、工事費の管理につきましてもはつきり

やつて行きたいというより、な合にいたしまして、そういう問題の起らないように注意いたすことにしている次第でございます。

そのほかなおそういう問題が起らないようにというところにつきましては、何といたしましては官紀の振興、信賞必罰ということが大事でございます。官紀の振興につきましては部内互いに相戒めてやつておりますし、なお又信賞必罰につきましては十分徹底いたして行くという方針である次第であります。諸負契約の将来の方針につきましては、業者の経営能力或いは技術能力に相当の重点をおいてやつて行きたい。又工事の種類規模に応じて契約につきまして考へて行きたい、かように考へている次第であります。仰せのように十分に風通しをよくし隨意によりましていろいろ問題の起らないように、公正な競争の下に契約をやつて行きたいと、かように考へている次第でございます。

○菊川幸夫君 特には私はいくらも申上げるようでございますが、今度昔の電信電話会社に相当するような請負会社、工事会社を設立せられるに当りましては、電通省の某高官の姻戚関係者が中心となつて運動をして業者を糾合してそうしてこしらえて、而もそれが、あなたのほうのこの契約制度の盲点を突いて、はつきり申しますと、三十万円以上の指名隨意ができるようになつてゐるのでその点を突いて、そうして電通省の工事会社の会社が殆んど独占するようないかに持つて行つて、そうして行こうとする動きがあるというところが巷間伝えられているわけでありまして、而も今汚職事件が起つて

いる矢先においてそういう動きがあるというところは、我々としてもこの法律改正に当りまして十分警戒し、又御忠告申上げておかなければならぬので、あとで起つてしまつてからここでどうも申しわけなかつたと言つたつて、その金は皆使つてしまつて、損をするのは、国民に皆負担をかけてしまつて結局廻り廻つて国民にその負担がかかつてゐるということになるわけでありまして、ここで幾ら担当官、大臣が来て陳謝の意を表されたつてあとの祭りなんでしょうからして、こういう場合に十分取入れなければならぬ問題だと思ひますので、くどいようでありましてけれどもその工事会社に対しては特別な権限、利益を與えるようなことはいかゞうか。

それから更に私はこの契約の制度につきましては、従来のこの仕来りというもので、まあこのボス連中が介入しておりまして、なか／＼この制度は直すことができない問題だと思ひます。今経理局長も具体的にどうするということをお言われたい、ただまあ業者の能力、信用に応じてやるのだ、こう言われるだけでありまして、具体的に公開入札原則をやるのだ、打ち立てるのだ、こういうことは明言できないように私は思ひます。鮎くまでも公開入札原則でやつて、そうして特殊のものについてはいづゆる隨意指名を併用して行くのだ、こういうふうな改正することおしやるならばいざ知らず、そういうことを言わずにどうもはつきりしないと思ひます。であります。その点もう一遍はつきり。

○政府委員(肥田三三君) 私どもの言葉が少々足りなかつたと思ひますが、

要するにすべての工事を十把一からげで誰でもこの競争の相手になれるというふうなことにいたしましては却つて混亂するかと考へますので、工事の技術的内容或いは金額の大きさその他等々と、それから工事会社の能力或いは金融的能力、技術的能力、人間、まあ労働的能力いろいろございまして、そうしてこの工事につきましては、これこれ／＼の業者が能力を持つてゐると認めました場合には、そういうものを指名いたしまして厳格なる競争にするというふうな工合にいたしたいとかように考へている次第でございます。そういうことにいたしまして、この競争を前提としてやつて行きたい。ただ絶対的な競争、いわゆる一般競争がいかにどうかというところになりましては、多少問題がございまして、いろいろた混亂さすだけであらうな値段段で入れて、そうして結局途中でしょんべんされる、或いは物が持ち逃げされるというふうなことがありましては大変でございますので、そういう点を十分考へまして、工事の幅とそれに対応する業者の能力を見まして、そうして複数の人間によりまして厳格な競争でやつて行きたいということを考へておりますので、その点御了承を願ひたいと思ひます。

それからもう一つ先ほどの御質問の中でお答えしなかつた点を付加させていただきます。工費を節約して、その金を使えば三万円の金を取らんでもいいじゃないかというふうな意味の御質問があつたのでございまして、実は現在の状態におきましては、電話一個をつけます

るために交換局の経費、線路の経費、加入者宅内の経費等全部合せますと二十五万、最近ではもう少し高いのじやないかと思ひますが、最低二十五万円の経費が必要ということになつてゐる次第でございます。そこで私どものほうでは、若しこれだけの擴張資金が十分得られれば設備負担金を頂戴しないで電話をつけまして、そうしてこの所要経費は料金で賄うというのが正しい経営だと思ひのたはございまして、何分にも電話の需要が非常にたくさんあります上に、財政資金或いは民間資金等が非常に欠乏してありまするために十分な資金が得られませんが、七億ぐらいの節約をいたしまして、到底この二十五万円もかかるということをお救済するところまでは参らないのでございまして、従ひまして私どものほうでは一方節約いたしますと共に、又資金につきましては加入者に御迷惑かと存じまするが負担をして頂きます、そうして電話の數的擴充を図る必要があるかと存じます。そういうふうな關係から現在におきまして、例えば減価償却費といたしまして相当の経費を毎年計上しておりますが、この減価償却の金を半分は設備の取替え補充のために使つて、残りが半分の減価償却の金に充てられまして、この設備は更新されまして、もう少しいづゆるなサービスが提供できるかと考へてゐるのでございまして、何といたしましても敷を殖やすほうの新しい資金が不足いたしておりますために、この設備の取替え補充のために使つべき金もこの擴張のほうへ向けなければならぬというふうな資金難な状態にあつたことを御了承願ひますれば大変仕合せに存する次第であります。

○森八三君 今度の改正の理由書の要点の第二であります。作業資産について出納の経理上必要がある場合には、その価額を変更することができるといふように改正しようという説明がなされてゐるのであります。作業資産の出納の経理上必要がある場合とは一体どういう場合を言うのであるか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

なおそれを受けまして、と思ひますが、十四條には、作業資産が毀損或いは滅失、変質した場合、若しくはその規格が変更になりまして、適合しなくなつたような場合には、その滅失、毀損、変質、規格の不適合の度合に応じてその割合分を減額するなり規定をするというように第二項に規定がある。更にその第二項におきまして、そういう場合はか政府で定められた場合に、同様の措置を講ずるという規定が規定がありますが、その政府で一体どういうふうなことをおきめになる予定であるのか、その二点について伺ひたいと思ひます。もう一遍申上げますと、今度の変更の説明理由の中に、作業資産について出納の経理上必要がある場合には価額の変更をすることができるといふことがありますが、その出納の経理上必要とする場合というのは一体どういう場合を指しておられるのか。それから会計法の十四條には第一項に具体的に明示をされておつて、第二項でそのほか政府で定められた場合には同様の措置を講ずるというのでありますが、政府では一体どういうことを考へていらつしやるか、その二点をお伺ひたいと思ひます。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと連

記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼太郎君) 速記を始め

て下さい。

○政府委員(肥田三三君) お答え申上げます。作業資産が毀損したり或いは滅失したり或いは変質したりした場合、或いはそのほか規格が変更になりまし

た場合に価額を変更するわけでありま

一つお示し願えれば一番事は簡単に進

みますと思ひますので。

○政府委員(肥田三三君) この政令で

定めますのは、まだ案はこしらえてお

りませんが、実は今申しましたような

ことを政令に書きたいと、つまり作業

資産の購入の際におきましては、国庫

出納金の端数計算法によりまして端数

が整理されるのであります。使

ます場合には個々の単価によるという

ことになつておりますので合計で差額

が生じますので、これを価額改訂する

ということと、それからもう一つはそ

れぞれ異なる単価で購入されました

価が行われているのであります。官

業につきましてはまだ行われておりま

せん。従ひましては、再評価をす

べきではないかというところが問題にな

つております。電気通信事業を公社に

するといふことがいろいろ伝えられて

いるわけでございますが、そういう

問題のときには再評価の問題があり、

又昨年私どもの事業にグラントと称し

まして見返資金から百二十億の金が自

己資本の増として繰入られるというこ

とになりましたときに、早く再評価

して見ると、見返資金から自己資本

が入つて来るということになると経営

権に暗黙をもたつたものではなかつた

という話もあつたような次第でござい

まして、最近再評価をすべしというこ

とがいろいろ問題になつてゐる次第

でございます。そういうふうなことも

ございまして、今の官庁の取得価額だ

けで定められておられますことは事業

経営上の非常な困難を来す、或いは

明瞭を欠くというふうなことがござい

なつたのであります。私どものほうの

資産は帳簿価額でございますので大

ざつぱりに申しまして大体五百億ぐら

いの資産でございます。これが最近の時

価で再評価をいたしますと二十五

年度末施設で二千六百億になるのであ

ります。でそういう二千六百億に再々

評価をされれば、その中に自己資

本の増として百二十億ぐら入りまし

ても全然問題ないのであります。五

百億の中百二十億とすると相当比率

が大きいんじゃないかという話があつ

て、この自己資本の繰入の増というの

はどういう意味を持つたかということが

その当時国会で問題になりました。で

司令部の方へ問合せたところ全然心

配がないといふことでございましての

でその問題はすつかり解消したのであ

ります。併しながらとにかくそういう

ことも一応言われるような状態である

といふことは事実でございます。するの

で、一々伺いを立てなくてもはつきり

するといふような意味合と、それから

け早い機会に再評価をいたしましてこ

の事業の合理化に資したい、かように

考へてゐる次第でございます。

○木村福八郎君 その見返資金の關係

につきましては前から問題がありまし

て大蔵大臣の説明では円資金、円の関

係では日本政府に処分権がある、それ

でアメリカのほうに對してはこれはド

ルとして債務がある、従つて見返資金

から円資金になつてそれでもまだ投資さ

れる關係についてはこれもまだ併し何

だか明確を欠いてはゐるんですが、こ

の両會計の固定資産を評価替へする場

合には、その關係は大蔵省とも恐らく

御相談があつたと思ひますが、どう

いうことに了解しておられるのです

か。その円の標準投資については日本

政府に処分権があるけれども、実際に

は司令部の許可によつて投資せられま

す。これは非常に私には一つのケースと

して重要だと思ひますので、この再

評価に當りましてはその關係はどうい

うふうに了解されたか、そのいきさつ

を差支えなかつたらお願いしたいと思

ひます。

○政府委員(肥田三三君) その見返資

金のグラントとしての繰入のことにつ

きましてはこれは紐付きでも何でもな

い、ただ見返資金から全く縁を切つ

て、そして自己資本の増として処理

されるのだといふことでございまし

て、私どもはとにかくその説明により

まして経営權上に全く暗黙はないもの

と固く信じてゐる次第であります。

その御説明によりまして納得されてそ

の法案が成立したと私は信じてゐるの

であります。それからなお再評価をい

たしました場合には、とにかくグラ

ン

二

二

二

二

二

二

二

トとして百二十億入った当時の物価と、それからその前のずつという建設されておりましたが、そういうものの再評価と合せて考えてみますと、結局二千六百億分の恐らく百二十億という比率になることと存じますので、そういう面から見ても何ら問題は生じなくなるだろう、かように考えている次第でございます。

○木村義八郎君 大体いきさつはわかりましたけれども、併しこれはまだ実は国会でも大蔵大臣が説明されましたが、はつきりしていないのです。はつきりしたようなしないようなことで、特にそうなつても大丈夫のように非常に大事をとられておられるのです。今度の再評価のことは一応わかつたんですが、それで次にお伺いしたいのはこれは直接の関係じゃないんですが、今度駐留軍関係でこの行政協定の結果電気通信事業などの負担ですね、負担というのは変ですけれども、こういうことになる。例えば電話料金それから電報その他そういうものは普通に民間に使用されれば上る収益に比べて、この進駐軍関係にこれをサービスして提供する場合はどのくらいの収益減になるか、そういうふうなお調べは何かありますか。

○政府委員(肥田三三) 大休行政協定は目下作業中におきまして、話合中でございます。まだここでどうなるかというのをはつきりお答え申上げる時期には達していませんのでございますが、従来進駐軍に対していろいろサービスをしておりました、そこで料金を徴収しております、その大体の内容を申上げておりました、恐らくそういう線と余り変わったものではなからうとい

うことで御了解を願いたいと思っております。で目下進駐軍に対してサービスいたしております場合には、これは若し向うの工事をやりました場合には十分その工事費とそれに対するオーヴァヘッドを取りまして決して事業にはマイナスにならない、むしろプラスになるくらいに収入は得ております。それから又電話の取扱等に伴いまする収入につきましては国内のサービスよりも多少私どものほうで維持運営に経費を要する関係もございまして、相当高い料金をとる、相当高いと言いますと或いは語弊があるかも知れませんが、必要な経費は十分に償うような料金を得ているわけでございます。そういうふうな次第でございます。その進駐軍関係によりまして私どものほうの事業は損益計算的には何ら支障を来していないのでござい

ます。○木村義八郎君 岡崎ラスク氏のあの議事録を見ますと、岡崎氏は特に安く、何か電話のサービスですか、これが予備隊の料金よりも安くという意味ですか、或いはそれと同様くらいということですか、相当それを安く提供するのであるから御了承願いたいと言っているのに対して、ラスク氏は非常に満足です。従つて私は今のお話を聞きますと、相当高い料金を取つていいると言われまうけれども、あの行政協定の了解事項というのですか、あれを見ますとそういうふうには書いてないのです。ね、実際はどうなつていいるのですか。○政府委員(肥田三三) その点目下いろいろ協議中でございますが、来年度の予算につきましては、従来進駐軍

にサービスしております、それによりまして収入を得ておられるという関係が基準といたしまして予算を編成して行つておられます。そうして今行政協定がいろいろと作業班によりまして具体的に交渉が進められていいる次第でございますが、この場合安くなるかというふうなことから、私どものほうの予算を修正しなければならぬというふうな声を聞いておられます。むしろそういう声を聞かないといふところではなしにその予算はそのままで大丈夫だということを聞いております。従いまして、恐らく行政協定によりまして我々の収入に影響のないように適當にきめられることと私どもは信じている次第でございます。

○木村義八郎君 それはその予算関係はすでにそういうふうな安くサービスをするというのを前提として予算ができていいるのじゃないですか。○政府委員(肥田三三) さようではございません。従来サービス関係、収入関係等を見てはいていいるのでございまして、安くなるというふうなことは前提になつていいるのでござい

ます。○木村義八郎君 これはまあ事務局のほうから言われるのですから私は信用いたしますが、どうも岡崎・ラスク会談の覚書で非常に岡崎氏は安くサービスするということを言われている点ですが、そこが了解がちよつとできないのです。そこで非常にラスク氏は満足しておられるのです。非常に満足だといふようなことを言つておられるのです。それは私もここに持つて来ておられますからそれを具体的に指摘できませんけれども、まあそれでは一応私は事務局

當局は一応そう言われておられるのですし、それを信用するより仕方がないけれども、そうならそれでいいのです。が、間違いないわけですね、そう了解して。○政府委員(肥田三三) 非常に遺憾に感ずる問題でございますが、とにかく予備隊と日本の国内サービスの料金と交わらぬようにいふことをおつしやつておるようでございます。そこで予備隊のあれはどうなるかといふことははつきりいたしませんので、それでそこが予備隊に対してサービスしてありまする料金のきめ方にもよりまして、いろいろ考え方があると思ひますので、私どもは従来と変らない収入は得られるといふことで信じておる次第でございます。

○木村義八郎君 それはまあそれであつたのです、併しあなたに信じていてもそうならないかも知れないわけですね、その点は。事務局としてはそういうことを信じていいる。それでマインナスにならないような料金で計画を立てていいる、そんなんですね。○政府委員(肥田三三) そうです。○野瀬勝君 一、二お伺いしたいのですが、私はまあ頭が悪くてよくわからぬが、経理局長、この手許に渡された法律案の説明のうち、十の終りから四行目、現在はその間に形式的な二重経理をしていいる事情である。よつてこの際支出として経理する時期を債権者に支拂をしたときとすることに改め、発生主義会計の徹底と手続の簡素化を図らうとするものである。この発生主義会計と従来の二重経理とはどういふ点が一体違ふのだから一つこれを説明してもらいたいと思ひます、内容

がさつぱり我々にはわからない。○政府委員(肥田三三) この支出官によりまして支出をいたしましたときに従来は支出になつておつたわけでありまうが、併しながらこの支出官が支出して、資金前渡官にありましても実際は資金前渡官にはまだ仕事をしていない。本当に国としての仕事をまだしていませんときには、発生主義の原則から言ひますればこれは非常におかしなものであります。そこで国といたしましては前渡官が実際に資金を支拂つた、或いは旅費を支拂つたといふときに国の仕事が行われたわけでありまうから、そのときに事務が發生したとしてそのときに歳出にするといふことが一本になりますれば非常に便利だ、従来は支出官が支出したときに一本支出になりまして、そうして又資金前渡官が支出するときにいろいろ記帳をしていいるわけでありまうが、これが一本になり、発生主義が徹底するといふことにこの改正によりましてなるわけでありまう。

○野瀬勝君 それだけではどうも経理学に暗い私にはよくわからぬのです。が、事務局はいろいろ細かいことを考へて、新しい会計方針だとか、會計文字を使ひますが、幾ら名文句を使つてもその運営が正しく行くならば私は賛成するのでありますが、名文句を使つても汚職事件が頻發するやうな今日の状態では、むしろ私は誤のわからぬやうな文字を羅列するよりも少率直にわかるやうにして、むしろかような問題を起さないやうな点に対して十分私はわかりよくも少し少く條文の上に規定することが必要じゃないかと思ひます。

そこで話は少し発展するのでありますが、先ほど来同様であります。菊川委員の質問に対して、事務当局の答弁中、この汚職事件に対しては誠に遺憾のことである、それから且つ又事業上のまあ下請けと言いますように会社等に対しては十分注意監督をするというお説のようでしたが、それはどこにもあり触れた言葉でありまして誰でも皆言ふのだ。そんなことは一つのおおなり文句でございますから、これは私は一応儀礼として聞いておくのであります。が、一応かような事件が起つたのでございますから、かような事件が起つたことを契機に一つあなたのほうではその関係をしている会社に対して内容調査、いわば質的の調査というのをやつたことがありますが、これが一点。第二点は、その関係する会社が幾つあるか、この点。若し卒直にわからないならば後刻資料を提供してもらいたい。これも一つお聞きしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 佐藤電通大臣が見えたのですが、大臣に対する御質問は……。

○野瀬勝君 経理局長から御答弁がありました。たださうな事件を起した会社に対しては制裁を加えるとか、どういふ制裁を加えるか私はその内容を聞いてみたいのでございます。又制裁のやり方にもいろいろあります。併し汚職事件を起したことは、事業体である会社が悪いのか或いは事務当局の官僚が悪いのかこの点も我々が検討しなければならぬ。ですからさういふ点に対してはあなたが主観的に役人のほうは問題にせず、対象の事業体のほうは非常に注意しなければならぬ。そういう点は、私はさういふ問題がどこから発生したかという点に対しては、私は両者にどこか欠陥があつたのではないか、さういふ点をあらかじめ考えなければならぬ。この際一つこの点に対して大臣はどう考えているかという点に対して一つお聞きしたい。

それからも一つは、先ほど来同様によつて質疑を交されております通り、この訓和協約を契機といたしまして、今後防衛分給金初め警察予備隊或いは海上保安隊その他安全保障等々に関係する予算が膨大なものになつております。特にこの予算中通信或いは郵政等に関する予算も相当私は関係が多々持つてゐると思ふ。でありますから、この際まあ再軍備に關係した予算、それが駐留軍の費用を含むのです。が、そういうものが郵政省関係で概算のくらしいに一体予定しているかという点を、一つ簡単によろしうございませうからこの二点だけの所見を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○政府委員(肥田三君) 只今の御要求のものにつきましては詳細取調べをしまして資料として差上げさせて頂きたいと存じます。ただ私どものほうでは対策といたしまして、さういふ汚職に關係のあつたような会社につきましては、さういふものは十分な制裁を加えるというのを考えております。その制裁をどのようにやるか目下調査中でございます。さういたしまして、若し不正な事情を営みまする会社に対しては出入りを禁止するとか、或いはその他のいろいろな方法を考えまして、さういふ不正の原因を作らないようにさういふことで措置することになつてゐる次第でございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 当委員会に参りましたばかりでございます。その点について或いはその通りにお尋ねに對する答へにならぬかも知れませんが、汚職の問題が議論になつてゐるようでありましてその点について私大臣としての所見を申し上げてみたいと思ひます。

会社からの贈賄だとか贈収だとかこういうような問題でなしに、総体といったしましで非常なゆるんだ気持ちで事業をいたしている、そういう点に只今追及されている主たるものがあるのではないか。かように考えまして非常に残念に思っているような次第でございます。事件の概要は冒頭に申し上げましたように、只今検察当局なり或いは裁判にかかっているのでありますので、今日からその内容につきましての旨確な点を申し上げるわけには参りません。而もなおこの事件等はいろいろのうわさが飛んでおりますが、私もどもいたしましてはできるだけ早くこの一応の結末がつくことを心から実は念願をいたしておるような次第でございます。併し何と申しまして私も行政官庁の者でありますし、検察当局と面然と仕事の範囲も違ふのでありますので、ただ焦慮いたしておるというのが率直な私の気持ちでございます。

次に第二の問題、郵政省並に電氣通信省関係で駐留軍費等についてどういうふうになつてゐるかというお話であります。総体として申し上げますれば只今設備の提供等についていろいろ折衝いたしている段階でありますので、この協定と申しますか折衝の結果を持たなければならぬの事案になります。只今御審議を頂き、本会議にかかつております予算自体といたしましての郵政省並びに電通省の予算といたしましては、駐留軍費に關係するものは只今のところはないのでございまして、概略から申しますと、郵政關係におきましては、御承知のようにアメリカの軍自身の郵便につきまして

は私も通送の關係において支拂を頂くといい程度でありますので、このほうは大した問題はないように考えます。問題は電話のほうにおきまして新たな施設を必要とするのではないかと、又今まで使つておりました施設のどの部分を私どものほうへ返していただくかという問題になるのであります。この点はその駐留地等かはつきりまだきまらないのであります。それから折衝に待つほかはないのであります。ただ私もいづれ電話料金の改正をいたしまして、専用電話料については特別な料金を設定したいといふかように考えておりますが、これも現在の日本の政府が支拂つてゐると同様の料金制度を立てて参るつもりであります。その行き方によりまして、現在占領軍が専用しております専用電話料よりも高いものになるのではないかと、かように考えておるような次第でございます。

○菊川孝夫君 只今大臣から電通省の汚職について弁明をお聞きいたしました。が、我々のお聞きしたいのは特別会計法の一部を改正する法律案を提出するに当りまして、先ず第一に電通省として考えられなければならないのは、このような汚職を生ずる危険が極めて多いという点から、今度の改正に当りましては極力そういう面を排除するようにならねばならぬと我々は思ふのであります。そこで事務当局並びに経済局長にも昨日からお尋ねいたしておりましたところ、一番問題になるのは私は工事の請負だと思ふのであります。その請負契約をいたすに當りまして、お聞きしましたところ現在三十万円以下の場合には公開入札と

する。ところが三十万円以上の場合には、これは指名或いは隨意契約によつてやつておるのだ、こうおつしやつたのであります。今日三十万円の工事というときは殆んど工事の仲間に入らんのではないか。而もそういう少額のものだけは一般に公開しておいて、大きいものはすべて指名並びに隨意契約することになりまして、どうして請負業者とそれから担当官との間に談合或いは贈賄その他の汚職が生ずる危険が極めて多いのであります。従つてこの改良に當りましては、先ずそういう点をできるだけ公開するようにならねばならぬ。先ず方針としていなければならぬのではないかと、どうも明快な回答を得られなかつたのであります。これを將來大臣がどういふふうに行つて行くつもりであるかという点の第一点としてお尋ねしたい。

第二点はお聞きしましたところ、電通省の某高官の肝煎りによりまして、今度新たに工事会社を設定するといふふうに進んで、もうすでに設置されたといふことを聞いております。而もその半面において、今まで直営工事であつたやつをできる限り今度は請負工事にするのだ。そうしていろいろことが方針としてきまつた、請負工事にするのがきまつた。その半面において電通省の高官連中の肝煎りで請負工事会社を結成するといふことになりまして、又そこにも疑念の目が注がれることは当然であります。今まさに汚職といふと電通省だといふよりな合言葉にさへなつておるのであります。そういう矢先に工事会社を結成し、方針は直営工事を請負工事に切替

えるといふことになりまして、どうも怪しいといふふうには世の輿論が集まることは当然であります。この点の調整を大臣がどういふふうに行つて行かれるか。これと特殊な關係を結ぶといふことになりまして、この直営工事を請負に切替えますと、どうせ請負工事量が殖えます。それを今度請負会社を、而もその電通省の高官連中の肝煎りでそういう会社を結成した、こういうことになりまして、そこにどうも異いじやないかという疑念を持つのは当然だと思ひます。そういう調整を大臣は今後どういふふうに行つて行くつもりであるか。それから今もよくと経理局長からお話がございましたが、問題を起した会社には出入り禁止を命ずるようにするのだといふのでございしますが、これは一体大臣の権限でやるのか、法律の処置によつてやるのか、これをどちらによつて処置するのか、これを第三点としてお尋ねしたいのであります。

第四点、これは一般の財政法と会計法改正に當りましてチェック・システム、即ち認証制度はどうもアメリカのサゼンションによつてやつたがなかなかうまく行かん、むしろ煩瑣に過ぎないであつて、各官庁ともやめてもらいたいという要求が強いのだ。ところが特に所管大臣が要求した場合に残すことができないという法律になつておるわけだ。一体どこからそういう要求があつたのかと言つたら特別調査庁、これもどうも問題の起る官庁であつたが、特別調査庁と今批判の対象になつておる電通省から言つておるのだ、成るほど尤もだと言つて我々が向うで言つたわけでありまして、而も

そのチェック・システムの運用を今聞いて見ますと、なか／＼あなたのはり……、よその官庁がそういうものはどうも煩瑣で困るというのに、わざわざそれを残さなくちやならんといふことにもまだあなたの方には相当欠陥が多いのじやないかと私は思ふ。この認証制度はどういふふうによつて五年間の経験に基いて、これはどうもやつても繁雜になるだけだ。それさえも残して、漸る者は薬をもつかむといふようなことで、これを残さなければならぬといふあなたの方には、より以上欠陥があるのじやないかといふふうには考へるのではありませんが、これを將來大臣はどういふふうに措置して行かれるのか、これをお伺いしたいのであります。

○國務大臣(佐藤作君) 御承知のようにならねばならぬ。運輸省でも例えば建設は或る程度請負出しておるが、保守は自分の所で直営でやる。これは普通の工事の建前で菊川君もよく御承知だと思ひます。ところが電通省は先ほど申しましたように、工事を特に急ぐという意味から、建設資材自身を本省が持つておる。直接自分の手で建設するといふ考え方、今度私就任いたしましたのであります。今度私就任いたしましたのであります。本省の工事はこれは直営であるのが当然であらう、併しながら今日の国内の工事力等から見れば、建設を直営でやるということには必ずしも採算的に見ていいことにはならないように思ふ。そこでできるだけ直営方式をやめまして、請負に附して行くといふ実は基本方針を採用したのであり

ます。もうすでに昨年等から見しても、全部が全部直営にはならないで、三割程度のもので或いは都市によりましては四割程度直営でやつておるといふ程度であります。この直営方式のものでどうもうまく行かなかつたのじやないか。直営の方式をとり、同時に下請に出しておるといふような仕事もあつたやに見受けるのであります。この点は是非共メスを入れて、そうして直営でやる限り最後まで直営で押し通す、自分たちの手で完成さす。又仕事を請負わすならばその請負会社の手において全部を完成さす。これが当然だろう。そうして今日は全部がオープン・ビッドになつておりますので、公正なる競争入札制度を採用する、これが私就任いたしました採用いたしました考え方なのであります。そこで昨年度と申しますか、本年はもうすでに五〇%以上のものが請負に突はれておられます。そうしてこれは附せられております。そうしてこれほどまでも競争入札、厳格な競争入札の方法によつておる。そこで工事の金額の非常に大きいものになります。と、地方の小さな請負業者では途中で工事が完成しないというような例もありますので、資格等は相当やかましく申しておるわけでありまして。そこで本省で設計をいたして、そうして請負に附するよう大きな工事になります。と、全国的な業者のうちから相当広く信用あり、又大きな規模の会社を指名して、これらの人たちによる競争入札をやらす。又地方の工事につきましては、地方の業者等の資力、信用ある者をして指名の上競争入札をやらして行く、こういう方法を突は採用いたしておるのであります。そこで建物等につ

きましては、御承知のように大会社もありますので、別に選択上困らないのでありますが、電気通信省の特殊の工事であるケーブルの設置であるとか、こういうような工事になりますと、在来は比較的小さな会社が多いのであります。そこで広く信用のある立派な会社を作つて、只今申す競争入札に参加したい、こういうようなものが出て参つたのが、多分只今お尋ねの本省の息のかかつておる工事会社というもののじやないかと思うのであります。これは只今申上げるように、競争入札の方法をとつて参りまするし、その入札が厳正でありますならば、御心配の点は毛頭ないので、むしろ小業者によりまするよりも、広く信用のある業者が出現することを私ども心から希望しております。基本的な問題といひまして、建設の工事はできるだけ直営をやめて、そうして民間の業者の請負に附する、その場合におきましては、競争入札の方法による。従つて会社と特別な關係を省自身が持つわけは絶対にないのであります。殊に戦時中設けましたような息のかかつた特殊会社を作るといふような考えは毛頭ありませんで、出て参ります会社としては、全部が平等の條件の下において公正な競争をいたして価格を決定して行く、この方法を実は採用いたしておるわけでありませう。そこで若しもこの競争入札をいたしまして工事を請負に附しました場合には、その会社が途中で工事の完成を待たずしてその工事を投げるとか、或いは又不正な行為があつたといふような場合がありますれば、今後その会社を指名しない。請負の指名の中からこれを除外する、こういう

けでも突は困るのでありますので、今後は工事の設計をいたします施設局で担当する部分と、同時に予算を持つておられます経理局自身がそれらの工事につきまして一応の目を通すということには実は当然のことではないか、かような

に考へておるのであります。その留神というものは恐らく電通省部内の問題ではないかと思ひます。従ひまして施設局のほうの系統で設計をし工事に附しましたもの、これを請負に附します前に経理局のほうにおきまして、予算を扱はうで一応それを見て行く、こういう意味ではないかと思うのであります。これは事業官庁自身といたしましては、事業官庁の特質から迅速処理を旨とすることは、他の官庁より以上だろうと思うのでございますが、一層正確を期する意味におきまして、この程度のごことは部内で当然すべきことであらうということですから、あつたやうな処置をいたしておるわけでありませう。

○菊川兼夫君　今の大臣の答弁と、昨日来事務当局から聞きまして答弁とにちよつと食い違ひがあるように私は思うのであります。と申しますのは、あなたの今おつしやつたのは鉤くまで公開主義で行くのが、公開主義が原則だと言つておるのだが、現実には三千万円以下の場合には公開だ、その他の場合は指名並びに隨意だ、こう言つておる。そうすると、あなた今言つたのは特別の会社ができます、それは鉤くまでも公開で競争して行くのだ、それから別に御心配は要らん、こう言つておるのだが、その辺の食い違ひは御存じですか、御存じの上で言つておられるのかどうか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　三千万円以下は公開するが、それ以上は公開しないうといふのは私も意外なお話を聞くやうですが、今経理局長のお話を聞きますと、二十二年時分にそういうやうな規定を一応設けたということでありませう。けれども只今はそういう扱ひは実

工事の大きい部分は、先ほど私御説明いたしましたように、全国的な業者から指名をいたしまして、これらの連中で入札をして決定するわけであります。最近も札幌におきまして、先だつての通信局が火事で焼けましたが、これらの工事をいたします者も、只今申上げるような方法で競争入札の結果きめるわけであります。只今東京で作つております交換局千代田第二局もこの競争入札の結果きめたものであります。で只今の説明が不十分であります。たゞために、非常に誤解を受けているのではないかと思います。ただ私が申しますのも、競争入札と申ししても全部が全部無制限で競争入札はいたしませんで、指名請負の制度は存置いたしまして、そうしてその指名請負人で競争入札をいたしておる。かような状態であります。

○菊川肇次君 私の上上げるのは、例えはビルディングを建てるのかというようなことは、どこの建設会社でも信用がある一流の建設会社なら指名できると思ふのであります。ところが今私がお尋ねしたのは、特殊の請負会社と云ふことになりまして、これは配線であるとか、それから電話線の埋没の工事であるとか、こういつたような電通省に限つて存在する特殊の工事については、今肝煎りで設けられるところの会社が残んど、これは正直なことを申上げますと、どこでも表面的には成るほど公開入札だから遠慮なしに競争に來いと言ひましても、こゝう肝煎りの会社をこしらえますと、どうしてもそれを保護育成するようにし、又その会社の幹部或いは高給社員等に

は、電通省におつた連中、或いは電通省の特別な人が皆そこへ集まつて参りまして、そして特別な関係が必ず生ずることは、もうこの会社でも最初の出発点におきまして、これを特殊の育成をやつて行くのだというやうな答弁をするやうな大臣はございせん。鮎くまでもこれと競争をするのだと言つておられますが、因縁というものが必ず生じて、そこに問題が生ずるのであります。特にほかの官庁で、今問題のない官庁でございまして、今知らずでありまして、今知られてゐる官庁で、而もどこかまだどうも怪しいのだらう、新聞なんか読んでも怪しいのだらう、底なしだといふくらゐなことを言われておるのであります。而もその一番の原因は、曾つての日本電信電話公社を官庁に切替えてしまつたために、そういう荒い仕事をやつておつた連中は、公務員になつても昔のうまい汁を吸つたという味が忘れられずに抜け切れないといふところに、電通省の今回の汚職の一番大きな原因があるといふことを新聞でも言つておられます。従つてそこをメスを入れなければならぬ矢先に、直営工事を請負に直し、而も今度肝煎りの会社をこしらへるということになると、どうも怪しいと言つて狙われるのは当然だと思ふのであります。従ひまして、この点は将来運営を一步誤りましたら、又更に第二の汚職事件が續々出て来るであらうと私たちは思ふのであります。従つて会計法の改正に當りまして、会計課長に聞いたのとあなたの今の答弁と違ふのだが、会計課長は事務的に答弁しているのだらうと思ひますが、その点我々はあとで一週資料をも

ちつて、よく調べて見なければならぬと思ふのであります。将来運用を誤りますと、更に以上深刻なる汚職事件が生れる危険が私は多分にあるだらうと思ひます。佐藤さんが先ほどから繰返して、もう再び起きないやうに今やつてゐるからというので、我々一応信賴する以外にないと思ふのであります。起してしまつてからあとで、どこでもありますが、いろいろな事件が起りまして、國務大臣は委員会なり本会議におきまして、ただ陳謝の意を表せられるだけでありまして、その被害たるや誠に大きな廻り廻つて国民の負担になつてゐるやうなわけでありまして、それだけ官の信用もなくなれば、従つて納税意識にも響いて来る。そうしてそれが響いてだん／＼と道義が頹落するはらに波及して来るのであります。従ひまして、將來私が申し上げたいのは、この運用を誤まらぬやうにしてもらいたいといふことと、繰り返してお尋ねしますけれども、それではこの前に会計課長が答弁された答弁が実は間違ひであつて、そうしてあなたの言われる公開入札が原則であるといふことは、これはもうそういうふうにあつたのほうで規定できてゐるのですか、あとで私は調べさせていただきますが。

○國務大臣(佐藤廉作君) 只今直営を請負に切替へるという方針は立てましたが、なお一部直営はやつております。先だつての機構改革と新定員法におきましてその点が問題になりまして、電気通信省におきましては、特に本省においても現業職員がいるといふことは、この点は御了承だと思ひます。併し方針といひましては、直営を請負に切替へる、そして建設工事は原則として請負に附したい、こういう方法で内部指導を與へたいとおるのであります。ただ保守の工事等になりますると、これは直営でやるのが当然であります。それから只今いろいろお話がございましたが、今まで特殊なその電気関係の工事があるわけでありまして、例えばビルがございまして、ビル内の配線といった工事をどういふ人がやるか、これはなかなかむずかしい工事でありまして、又同時にいろいろ問題も起る工事でありまして、或いはこれは直営をしたらいいのじやないかといふやうな議論もありました。が、現在実際には電気工事会社が国内に幾つも実はあるわけでありまして、それはもう専門的にやつております。又これは民間の工事会社も勿論やります。併しながら今までの工事会社自身は実は非常に小さいものであります。資本金等におきましては、又人的構成等におきまして、相当弱いものがあるものであります。それで先ほど申したやうな特殊な大きな会社は出て来る、そういう会社ができて参りますと、業界といひまして、これもこれは相当の力を持つて来るわけでありまして、ただできました会社は在来からあります会社を下請のやうに使うやうなことがありますと、いろいろな問題を與へて来るのであります。その点は私どもいたしましては特に注意をいたしておるわけでありまして、先ほど冒頭に申し上げましたやうに、直営工事で行なつてこれを民間の業者の請負に附したり、或いは又民間の請負業者が更にこれを下請に出し

たりいたします結果、工事ができてのちになりまして問題を起す、間違ひの元のように実は思ひわけでありまして、その点についてはそういうことがあつては相成らない。従ひまして、できました会社も勿論現業がやれる範圍でなくてはならないといふことを実は申しておるわけでありまして、それからなお請負に附します場合に入札をやらすわけでありまして、その入札は先ほども申したやうに全然無條件ではなくて、資本金その他から或る程度の制限を加えておられます。その中には過去に於いて電通省の工事をやつたという経験があるといふやうなことは、これは非常に大きなその條件として私どもも見ておるわけでありまして、問題はこれの建前自身が実は悪いわけではないのであります。今申上げるやうな処置をとりますと、これは大丈夫だと思ひますが、問題は今後の實際にどういふやうなことをするか、公正な入札をすべきものか、公正でなくつて不正であるとか、或いは又請負業者自身が更にそれを下請に附して、そして業者が名目上だけから權利利益を特別に受けるとか、こういうことになりまして、国の予算が無駄に使われるわけでありまして、そういうことは特に取締つて参りたいと思ふのであります。最近工夫をいたしました一つに、千代田局の設定においては特に本省におきましては経験を積んだ技師を現場監督に任命いたしました、期日の督促などもいろいろ指導監督をさせておるやうな次第であります。最近はいわゆる汚職問題等は起らないのではないかと思ふのであります。で、この点は誤解

のないように願ひたいと思ひます。なお只今係りのほうからも注意をいたしておりますが、私が申しました公正な競争といふことと、それからいわゆる公開といふ言葉とは必ずしも一緒ではないやうでありますから、この点は誤解のないやうに願ひたいと思ひます。と申しますのは、どこまでも一定の條件をやはり必要とする、その條件のある者を集めて、そして入札制度をとつてゐる。先ほど申しした指名請負制度は採用してゐるということだけをお承知願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それじや最後に一つお尋ねしたいのは、あなたは名古屋へ出張されました場合に、新聞記者会見で発表されましたあの国際通信公社を設置するのだといふのと、今回のこの特別会計との関連であります。特別会計はできる限り、特に企業特別会計でありますからして、收支が債うように持つて行かなければならぬと思ふのであります。あなたが言われるその国際通信を切離すといふことになつた場合に、果して企業特別会計として独立してやつて行ける能力が、国内通信ばかりをやる場合にやつて行けるかどうか、これが大きな問題であります。そこでこの特別会計から海外通信の面を全部切離す場合には、果してこの特別会計は成り立つかどうかといふことが先ず一つの問題、それから今度は特別の会社をこしらへるというやうなことを言われましたが、そうしますと、今回の改正によりまして資産の再評価をやる、こう言つてゐるのですが、従つてその再評価された資産で以て公社を造るのか、或いは公社にこれを売り渡すのか、この点がどういふふうに考

えておられるか、一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今の電氣通信省の国内部分を切離し、國際通信の部分を会社にするというのには、只今そういう構想を以て先頃から内閣におきまして審議いたしております。行政機構改革の一連の仕事の一部として具體的な案を只今考案中でございます。従ひまして、只今の席上で詳細なことを申し上げる程度にはまだ進んでおりません。この点は御了承頂きたいと思ひます。ただ考へ方といたしまして、御承知のように公共事業を政府自身が直営をいたしておりますよりも、鉄道における国有鉄道公社なり専売公社等の先例もあることでありますので、どうも公社形態のほうがよりよく國民の需要に應へ得るのではないかと、こういうことを先ず考へておるのであります。併しその公社自身も鉄道なり専売等は、実施いたしましたのちに置きまして、公社の態度はともなう事業の活動上十分なり、こういうような批判も聞いておりますので、今回電氣通信省の国内部分を公社にいたすに際しましては、何らかの新工夫を一つ考へたい、考へたいといふことではないかと、大蔵省と只今折衝中であります。併し先例である鉄道なり専売等がありますために、なか／＼新機軸もそう簡単に扱ひかねておるといふ状況なのであります。又同時に國際通信におきましては、一応もとは國際通信だけの会社があつたわけでありましたが、その先例等から考へ、又外國との通信等の観点から考へますと、思ひ切つて会社にするほうが事業としての運営上幸いするのではないか、かような案は考へ方を

いたしております。只今いろいろ法案等も準備中ではありますが、基本的な問題として独立採算ができるかというお話であります。この点につきましても、國內の部分並びに國際の部分とそれ／＼の特質がありますので、十分二つとも立ち行くのだというふうに考へていくわけでありまして、ただ会社にいたしますに際しましては、評価なり或いは設立等につきましても特別な措置を講じなければならぬのでありますので、これらの準備を只今いたして行つていながら、只今のお話で申し上げられる程度は以上のような次第であります。

○菊川幸夫君 そういう準備がなされていられるとすれば、今回の資産再評価が非常に問題になつて来るだろうと思つておられます。会社に切替へるということになりまして、國際關係の施設を再評価する場合に、今の官庁である場合におきましては、その評価の仕方は相当内輪に評価されてもいいと思ひますが、これを内輪に評価しておい

て、今度はあなたの構想の國際通信会社をこしらへるときに一応今評価しておいたのをそのまま國際通信会社に譲渡するといふことになりまして、これは國家に大きな損害を與へる代りに、新たにできた会社がそれだけ儲けるということになりまして、今度の評価方式といふものは非常に問題になると思つておられます。従つて評価をされる場合に事務の運営に當りました官庁だけでやるのか、一般のそういう意見も聞いて評価委員等も設けてやら

れるつもりであるか。今度の改正の際に資産再評価の問題が出ておられます。で、この点を一点お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のようにその点は誠に重要な問題であり、又非常に困難な問題だと思ひます。特に間違ひのないように、又その適正を期するように最善の措置を講じて参りたいと思ひます。併し只今評価委員会を如何なる陣容でいたしますか等については、只今申し上げる程度になつておりません。これは事務の性質上十分厳正を期し、適正な評価をいたして参りたい。この点特にお話もありました。が御注意至極御尤もだと存じますので、最善を盡して行く考へております。

○菊川幸夫君 そうですと、今回再評価したのは、そのまゝ大体においてあなたの構想では、國際通信公社のほうへの譲渡価格になる、こういう構想でお進めになる予定でございますか。更にそのときには再検討されるのかどうか。これは特別会計法改正と緊密な關係がありまして、その点を一つお伺いしたいと思つておられます。特別

にもう一点は、この國際通信公社の設立構想と絡んでおるのでございまして、けれども、今日電通省の特別会計におきましては、國際通信のほうで相当利益を上げて、國內通信のほうへそれを相当注ぎ込んで、そうしてバランスがとれているように我々は聞いておるの

ですが、儲かるのは國際通信である、その儲かる分を今度の資産再評価を安くしておいて、そうして通信会社をこしらえてそいつへ渡してしまふ、そうすると残るのはかすだけである、これを國營に残されるということになると、これは將來赤字を相当生むことになるし、又譲渡を受ける國際通信会社と

現在の電通省との間に第二の大疑獄事件が起らないとも限らない、私は最もその点を警戒しておるのであります。その点を警戒しては今はやり率直に申しまして、國際通信のほうで儲けて、それから國內通信の赤字と言つては語弊があるかも知れませんが、國內通信の整備にその費用が充たされておるのではないかと、正直なことを申し上げておきますが……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 第一点であります。菊川君は或いは何か誤解をしていられるのではないかと、思ひます。現在の評価をそのまゝの評価額にするのかというお尋ねでございます。が、現在の評価といふのはちよつと私どもも分りかねておるのです。これは予算を作り出す際に減価償却を一定の率に見ておる、それを以てその評価を言つておられるのかと思つておられます。

○菊川幸夫君 今度の改正にその再評価をやるというのですよ……。

○國務大臣(佐藤榮作君) それは只今作るといふことでありますので、只今まだやつておるものではないと、いませう。これからやろうといふのがこの規則のようには思ひます。併しこの規則、この法律による評価審議會を以て直ちに評価させるかどうかはまだもう少し考へさせて頂きたいと思ひます。

○菊川幸夫君 それなら改正する必要はないじやないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今私の申しておりますのは、この御審議頂いておりましてこの法律自身、これは郵政事業も入つておりますが、電氣通信事業も同時に入つております。現在ありますのが評価の方式が突はきまつてお

ないためにこれで同事業を通じまして評価方式を決定して行こうというので、これは一般的な問題とお考へおきを願ひたいと思ひます。只今お尋ねになりましたところのものは、電通省を皆様の御審議を頂まして一部は公社にし、一部は國際通信にするという議がまとまりまして、その場合には新たな問題として具體的に考慮して参りたいという考へ方でおるわけでございます。従ひまして、いづれ御審議を頂かなければならぬと思つては公社設立の問題と、同時に國際通信の会社設立に関する法案を御審議を頂くわけであり

ますので、その國際通信に譲渡する部分の財産の評価は如何にするかはその法案のほうに譲りたいと、具體的なものとして考へて参りたいと、かように考へておりますが、この点は誤解のないように願ひます。

それから第二の問題といたしまして、今の電氣通信省はどういうような状況になつておるかということであり

ますが、總体として見ますと、電話で儲けて、電報で損をしておるといふのが國內國際を通じて一つ言へることである。それから國內と國際と分けてみますと、國際の關係は收支状況は非常によろしい、相當の利益が出ておる、これはお説の通りであります。それから國內の部分について考へてみますと、國內の電話は在來は遠距離通話で相當の利益を上げてまして、市内通話のほうでは場所によりましては、利益の点もありませんが、余り利益が上らない、むしろ収益率は遠距離通話のほうが収益率が上つておる、こういう状況にあるのであります。そこで今回國際の關係だけを分離するといひます

ればそこで相当の収益率を上げ得るものと考えますれば、それらも資産のものと考えますれば、それらも資産の再評価等についてもいろいろ適正を期する上から申しましてむづかしい問題があるわけであります。帳簿価額自身を採用することのできないことは非常にはつきりするわけでありますが、その帳簿価額のどのくらいの倍数がこの適正なるものであるか、こういう点は特に慎重を期して参りたい、かように考えている次第であります。

○菊川孝夫君　もう一点、これはこれ

で打切りたいと思いますが、この賠償はとにかく我々の好むと好まざるにかかわらず役務賠償をしなければならぬということになっていますので、そういったするとビルマにいたしましても、将来まあインド、フィリピン等に対しての役務賠償の場合に通信設備を日本人の役務によつて行うということは、どうせこれは又日本の優秀な通信設備の技能を向うへ将来発展さすということは賠償の問題のみではなしに、その後の日本の通信機械の南方進出等からも考えなければならぬのである。従つてこの際にむしろ私の考えますには、直営工事的なものを、即ち技術を温存しておきまして、その技術を提供する。成るべく電通省の特別会計の中にそういう技術をできる限り温存しておいて、そうしてこれを提供さして行く、そうしてそれが役務賠償として提供されて、数年後には日本の通信機械或いは通信技術が本当のノーマルな貿易関係においてここに進出するやうに図らなければならぬ。そのためにそういう技術を温存するにはどうしても民間の会社に依存するよりも、やはり少々無理をしても官庁においてそう

いう技術を温存するという方針が、私はむしろ今暫くは苦しいかも知れないけれども、将来の見通しにおいていい行き方じゃないか、こういうふうに考えるわけですが、それが今回の改正に当りましてと申しますか、佐藤さんの方針としてはできる限りこれは又直営はやめてしまつて請負にするということになりますと、その点に多少遺憾な点が生ずるのではないか、こういうふうに思いますが、その点どうお考えになりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御存じのよう
に鉄道であるとか、或いは電話関係、通信の技術と申しますものは、日本の東亞諸國に誇り得るものと思ひます。これはひとり政府機関ばかりではない。民間が持つてゐる技術自身も非常な優秀なものであります。鉄道自身においては機関車を初めその他の車両なり、レール等が東亞の諸國に輸出されたこと、これは戦前にもありますし、戦後におきましてもその通りであります。又通信器械の生産も日本國內で非常に進んでおります。整備されておりますので、只今の賠償の問題は全然これは別な問題であります。將來日本の産業發展から見ましても非常に有望なものではないかと思つてあります。殊に最近國を成しましたインド等におきましては、只今の通信状況は非常に不十分であるやに見受けるのであります。先だつてもインド大使と業界なり又私ども電通省の幹部等と一緒にになりまして、いろいろの意見を交換し、同時に我々のほうで技術的援助なり、或いは器械の生産の面を通じて援助できるものはこちらをしたいし、又遠慮なく申出を願ふように実は

話をしているのであります。この点は技術のほう自身から見しても、電気通信省が持つております学校、一つの学園がありますが、これは相当の誇るべき施設であります。従いまして戦後ではあります、台湾政府からは実は留学生も来ている。すでに在来からも電話通信についてこれらに技術を修得させることも実はいたしております。更に又電気通信省が現在持つております通信研究所なるものの設備も世界に誇り得るようなものでありますので、

この研究所を通じましての技術の普及も実は図つて参りたいと、かように考へておりまするし、又国内の器械メーカーも非常に進んでおります。賄う生産余力から見ますと、国内需要だけでは生産が遙かにオーバーしているような状況でありますので、一層海外進出等も考へているような次第であります。ただ私はそれかと申しまして、国自身が経営しなければならぬ、かようにには実は考へないのであります。これは国並びに民間を通じて日本の国民の力によつて海外進出をし、海外の諸国と提携を図つて行く、さようなことが望ましいことではないかと思う。さような点において折角努力いたしているような次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 何かほかに質問はございませんか……他に御発言がないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○菊川孝夫君　私は郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、特に強い要望を附して賛成いたします。と申しますのは、先ほどから質疑応答の際にも繰返し繰返し申述べましたように、電通省は今汚職事件で非常に社会の批判を浴びていることは申すまでもないことでございます。従ひまして、今回の法改正に當りまして、そういう汚職事件が今後再び発生しないように、十分この法の運用をやつて頂かなう

ければならぬと思ふのであります。それから第二には、この法の改正に伴ひまして、当然細則、規則等の制定並びに改廃が行われると思ひます。従ひまして、その細則、規則の制定に當りましても、再び不祥事件を起さないように細心なる注意を拂つて、その規則、細則の制定に一つ努めて頂かなければならぬと思ひます。それから次に、今も佐藤大臣がここで言明せられましたように、電通事業を公社にし、国際通信部門を会社組織に切替えるという構想が大体発表されました。従つて恐らく現在の政府においてはその方針で近く切替えが行われるであらうと我々は想像するのであります。従ひまして、その場合に私が今大臣にも述べましたように、資産再評価と国際通信会社に財産の譲渡ということは密接な關係があり、そこから再び大疑獄事件も発生する虞れが極めて多いということを今から警告しておくわけでありまして、この国際通信会社設立に當りまして、今再評価せられた財産がどのようにして今度譲渡されるかは法案が出て参りませんとわかりませんけれども、その設立されるであらう国際通信会社が今回

の法改正によつて電通省で資産再評価をされる場合とか、将来を見越しまして、そこに政治的な勢力の介入が恐らくこういう場合には必ずあり勝ちなことで、過去において日本の国有財産が一般の会社に譲渡された場合に、常にその裏には忌むべき事件が付きまといつておつた。これは遺憾ながら日本の政治史上の汚点であると同時に、これはもう必ず付きものであつたということだけは我々はこのこではつきり申し上げても差支ないと思つてあります。そ

こで再び電通省がこの問題に絡んでそういうことを起すということになつたならば、もう国民の信頼を完全に失墜いたしましたして、国内通信事業の将来の整備のためにも重大なる暗影を投げることは当然であると言われなければなりません。又先ほども佐藤大臣が言明しましたように、日本の通信技術或いは通信機械というものを、将来南方諸地域に対して大いに日本の技術を進出させなければならぬという段階にあることは今更申上げるまでもないのでありますが、併しながらそういう事件が起きますと、どうしても士気が沮喪いたしますと、この重大な使命を果す場合におきましても、とやかく尻込みになり勝ちでありますからして、極めて重大な問題だと思ひますので、この点においても十分細心、慎重な態度を以て資産再評価事務を執行せたいと思ひるのであります。なお繰返して申し上げますけれども、再び汚職事件が発生することのないように、特に電通省には日本電信電話会社を官庁に吸収しましたために、それらの構成員が今公務員となつて、新しい使命の下に今業務の執行に當つてゐるわけですが、未

だに過去の会社当時の頭と切替えができてない人たちがあつたとするならば、この法改正を機会に、完全に頭の切替えを行なつて、そして全省一致して企業発展のために盡力されるよう、特にこれは法的な、或いは規則的な処置も配慮せられんことを強く要望いたしました、本案に賛成する次第でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

この際ちよつと政府当局に希望しますが、先ほどの野澤委員からの資料の提出、これを速かに細かくお願いいたします。

それではこれより採決に入ります。郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決することと決定いたしました。

なお諸般の手続は先例により委員長に御一任願います。それから多数意見者の御署名をお願いします。

- 多数意見者署名
- | | |
|--------|-------|
| 黒田 英雄 | 菊川 孝夫 |
| 伊藤 保平 | 野澤 勝 |
| 岡崎 眞一 | 小宮山常吉 |
| 田村 文吉 | 森 八三 |
| 西川 甚五郎 | 菊田 七平 |
| 大矢 半次郎 | |

○委員長(平沼彌太郎君) 次に在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案、これにつき質疑を願います。千田議員から発言を希望しておられますが、許可して差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは発言を許します。

○委員外議員(千田正君) 発言を許して頂きまして誠に有難う存じます。只今皆様のところで議題となつておりますところの在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案でございますが、これは皆様のすでに或いは御承知のことと思ひますけれども、終戦時におけるところの居留民の人たちが当時の日本の在外公館のほうでは居留民を万全を期して祖国日本に還せない。そこで止むを得ず居留民から特別の処置として、金を借入れまして、そして当時の混乱した状態を整備しまして、日本にこの在外の居留民を帰して寄越したのであります。そのときのいわゆるいわば国の債務である。それが本年ですでに七年も経過した今日においても国からは支拂えない。或いはこの終戦直後において拂つてもらつたならば、拙速を導ぶ当時でありますから、一万円のものは一万円に減したかとも知れませんが、この七年も経た今日において今これから返済する、その返済する法律案の内容をみまするといふと、一応五万円ならば五万円で打切つて、あとはもう国が財産がないんだから我慢しろと、こういうような意味合いのようにも見受けられますし、又その支拂うところの算定の基礎は、当時の国際関係におきまして、いろいろその標準が變つているのであります。

あります。そういう点からいたしましても、誠にこの問題は慎重を期して頂かないといふと悔を千載に残す。殊にこの個人的な互の貸借でありますならば、まけて欲しい、割引いて欲しいといふことは言ひ得るかも知れませんが、いふまでもなく、いふまでもなく政府が国民に約束したいわゆる借入金金に対しては、飽くまでも誠意を以て実行しては、飽くまでも誠意を以て実行しては、わなければならぬといふことが、この引揚げて来た多くの人たちの希望でありますと同時に、当然政治はそうあるべきである。特に今日国会が国民の代表として、皆様の下に御審議頂く法律でありますから、特にこの点は引揚げて来てから、なお苦難の道を歩んでおるところの多くの引揚げて来たい、十分なる施策もできない今日において、せめて国が約束した借金だけでも、正しく立派に返して頂きたいといふことが引揚げての要請でありまして、曾つて引揚げて特別委員会がございました当時は、これも約五十年間に亘りましてこの問題を討議したのであります。而してこの国会においてはまだ特別委員会も設定されておられませんので、只今大蔵委員会の方へ御審議が廻つて参つたやうであります。さうなわけでありまして、引揚げての多くの人たちが一日も速かに、本当に政府が誠意を持つて正しい観点によつて拂つて頂けるものと期待しておるにかかわらず、七年も経つてもなお五分でない、而も五万円を以て打切りだ、こういうことで果して国民が納得するかどうか、こういう点もありますし、過去の審議の経過におきましても、いろいろの問題がありますので、慎重に御審議願ひたい。特に今日一日やそ

こらで片付けられる問題ではありませぬので、特に皆様からこの点につきましては、この問題は悔を千載に残さないように、而も政府が正しく国民と約束したものを実行して頂けるような方途において十分なる御審議をお願いしたいといふのが、私が今日発言を許して頂いて、引揚げて全体の人たちに代りまして、皆様の慎重なる御審議をお願いする次第であります。

なお附加して申し上げますが、特にこの引揚げての要請は、やはり参事人なり何なり、公聴会なりを開きまして、御決定なさるほうが最も正しいやり方だと思ひますので、簡単に片付けて頂かないように慎重に御審議を願ひたい、かように考えまして、特段の御配慮をお願いしたいと思ひまして、以上皆様にお願い申上げる次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日はこれを以て散会したいと思います。が如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) では、これを以て散会いたします。

午後五時三十九分散会

三月二十六日本委員会に左の事件を付託され

一、在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案(在外同胞引揚問題に関する特別委員会、第十二回国会継続)予備審査のための付託は一月二十二日

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、長期信用銀行法案

一、国民貯蓄債券法案
長期信用銀行法案

(目的)

第一條 この法律は、長期金融の円滑を図るため、長期信用銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により金融制度の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「長期信用銀行」とは、第四條第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

(資本の額)

第三條 長期信用銀行は、資本の額が五億円以上の株式会社でなければならない。

(営業の免許)

第四條 預金の受入に代へ債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付をすることを主たる業務として営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、免許を申請した者の人的構成及び事業収支の見込、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認めた場合に限り、前項の免許をすることができ。

(商号)

第五條 長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一

号) 第四條第二項(商号)の規定は、長期信用銀行には適用しない。

(長期信用銀行の業務)

第六條 長期信用銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受

二 国債、地方債、社債その他の債券、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得。但し、社債その他の債券(政府が元本の償還及び利息の支拂について保証しているものを除く)、株式又は出資証券については、売上の目的で取得する場合を除く。

三 預金の受入。但し、国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受入に限る。

四 為替取引

五 地方債又は社債その他の債券募集の受託

六 前各号に掲げる業務に附随する業務

2 長期信用銀行は、前項に掲げる業務の外、同項の業務に妨げのない範囲において、設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六箇月をこえるものをいう。以下同じ)に關する不動産を担保とする貸付をし、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六箇月以下のものをいう)に關する貸付、手形の割引、

債務の保証又は手形の引受をすることができる。

3 長期信用銀行は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により、担保付社債に關する信託業を営むことができる。

4 長期信用銀行は、前各項に掲げる業務以外の業務を営むことができる。

(債権の保全等)

第七條 長期信用銀行は、長期資金に關する貸付等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならない。

(債券の発行)

第八條 長期信用銀行は、資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ)の合計金額の二十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

(債券の借換発行の場合の特例)

第九條 長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

(債券発行の届出)

第十條 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十八條(既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限)の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合については適用しない。

(債券の発行方法、登記等)

第十一條 長期信用銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売上の方法によることができる。この場合においては、売上期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

1 売上期間

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9 長期信用銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ)を登記すれば足りる。

10 長期信用銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11 売上の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第九十一條第二項第二号(社債の引受を証する書面)の書面に代え、左の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一 売上期間内における売上総額を証する書面

二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は長期信用銀行でない会社が合併若しくは營業の譲受により長期信用銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

(債券の消滅時効)

第十二條 長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第十三條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、長期信用銀行が発行する債券の模造について準用する。

(合併異議の催告)

第十四條 長期信用銀行が合併の決議をした場合において、商法第九十一條第一項(合併異議の公告及び催告)の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

(銀行との合併等)

第十五條 長期信用銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が当該長期信用銀行の営むことができる業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に關する業務を繼續することができる。銀行(銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ)が長

期信用銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する長期信用銀行について準用する。

（他業会社への転移等）

第十六條 長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範圍において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができ、合併により長期信用銀行及び銀行以外の会社が長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も同様である。

2 銀行法第二十條（報告）及び第二十一條（検査）の規定は、前項に規定する場合において、長期信用銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、長期信用銀行の業務を営んでいた会社並びに長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

（銀行法の準用）

第十七條 銀行法の規定は、同法第一條から第三條まで（定義、営業の免許、資本の額）、第四條（商号）、

第五條（他業の禁止）、第八條（準備金）、第十五條（合併異議の催告）、第十七條（貯蓄銀行との合併）、第二十六條（他業会社への転移）、第三十三條から第三十六條まで（罰則）及び附則の規定を除く外、長期信用銀行について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項（外国銀行の支店等設置の免許）中「銀行」とあるのは「長期信用銀行ノ業務ヲ営ム会社」と「第二條」とあるのは「長期信用銀行法第四條」と、同條第二項（外国銀行に関する特則）中「本法」とあるのは「長期信用銀行法」と、「第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及び第二十七條乃至第三十條」とあるのは「同法第三條、第五條、第六條第四項、第十四條及び第十五條並ニ第六條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十五條及び第二十七條乃至第三十條」と読み替へるものとする。

（銀行との関係）

第十八條 長期信用銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及びこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、長期信用銀行を含むものとする。

（実施規定）

第十九條 この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。

（罰則）

第二十條 左の各号の一に該当する

場合には、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は職務の取扱者）を一年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処する。

一 第十七條において準用する銀行法第十條（業務報告書）の規定による業務報告書又は第十二條（監査書）の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺こうとしたとき。

二 第十七條において準用する銀行法第二十二條（検査）の規定による検査に際し、帳簿書類を隠し、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第二十一條 長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は職務の取扱者）が、その長期信用銀行の業務に關して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その長期信用銀行に対して同條の罰金刑を科する。

第二十二條 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第

二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者）については、その代表者又は職務の取扱者）を一年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処する。

一 第六條第四項の規定又は第十七條において準用する銀行法第三條の二（無額面株式の発行禁止）、第六條（業態変更）、第七條（代理店の出張所等設置の禁止）若しくは第十三條（役員兼職制限）の規定に違反したとき。

二 第十五條第二項において準用する貯蓄銀行法第九條（供託）の規定に違反したとき。

三 この法律により長期信用銀行に備へて置くべき書類を備へて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第十六條第一項の規定又は第十七條において準用する銀行法第二十二條（業務の停止等）、第二十三條（免許の取消等）若しくは第二十九條（清算の監督）の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附則

1 この法律中附則第二項の規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

2 この法律公布の日において、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）に基づき現に債券を発行している銀行が、この法律施行（この項以外の

規定の施行をいう。以下同じ。）の日までに、大蔵大臣に対し、書面をもつて長期信用銀行となることを希望する旨の届出をした場合に、その資本の額が、この法律施行の日において五億圓以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四條の免許を受けたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第四條の免許を受けたものとみなされた銀行がある場合において、その商号及び住所を、この法律施行後遑滞なく、官報で公告しなければならない。

4 銀行等の債券発行等に関する法律は、廃止する。

5 旧銀行等の債券発行等に関する法律（以下「旧債券発行法」という。）第十一條第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二條第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び同法第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日までは、この法律施行後も、なお効力を有する。

6 旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に關しては、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第十項の規定により国が引き受けた優先株式に關しては、同法が前二項の規定により効力を失つた後も、なおその効力を有する。

- 7 当分の間、長期信用銀行（この法律公布の日において銀行であつた者で長期信用銀行となつたものを除く。）は、第四條の免許を受け、た日から五年を経過した日を含む営業年度の末日までに限り、第八條の規定にかかわらず、資本及び準備金の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として債券を発行する事とができる。
- 8 長期信用銀行が、この法律施行の日から一年以内に、旧債券發行法に基き現に債券を発行している銀行から当該銀行の債券を承継した場合においては、その債券を承継した日から十年を経過した日を含む営業年度の末日までの間、第八條又は前項に規定する債券の發行限度の計算については、その承継した債券の券面金額に相当する金額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額は、債券發行高に算入しない。
- 9 前項の割合は、毎営業年度、当該長期信用銀行の資本及び準備金の金額並びに債券發行高等を勘案して定めるものとする。
- 10 当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。
- 11 商法第二百四十二條第二項（無議決権株の總數）の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の發行については、適用しない。
- 12 第十項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。
- 13 第十項の規定により国が引き受ける優先株式の發行及び消却、当該優先株式に対する配当、当該優先株式の消却に伴い積み立てられる準備金並びに当該準備金その他の準備金との関係については、第五項の規定によりなお効力を有する旧債券發行法第十一條第四項から第七項まで（優先株式發行の手續）並びに同法第十二條第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律の適用除外）及び第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定を準用する。この場合において旧債券發行法第十一條第五項中「第二項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第 号）附則第十項」と読み替へるものとする。
- 14 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
- 第十七條第一項を次のように改める。
- 農林中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ農林債券ヲ發行スルコトヲ得
- 第十八條に次の一項を加える。
- 農林債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得
- 第十九條第一項中「低利ノ」を削る。
- 第二十條中「主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ」を「其ノ都度其ノ金額及條件ヲ主務大臣ニ届出ツベシ」に改める。
- 15 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
- 第三十一條を次のように改める。
- 第三十一條 商工組合中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ商工債券ヲ發行スルコトヲ得
- 第三十四條中「主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ」を「其ノ都度其ノ金額及條件ヲ主務大臣ニ届出ツベシ」に改める。
- 16 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一條中「銀行法ニ依リ銀行業ノ免許ヲ受ケタル銀行」を「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行」に改める。
- 17 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
- 第十八條第一項第一号中「銀行法に規定する銀行」の下に「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第 号）に規定する長期信用銀行」を加える。
- 18 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
- 第五條の十三中「銀行等の債券發行等に関する法律」を「旧銀行等の債券發行等に関する法律」に、「第十七條第二項」を「同法第十七條第二項又は長期信用銀行法附則第十三項」に改める。
- 19 資産再評價法（昭和二十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
- 第九十九條第一項中「銀行等の債券發行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）を削る。
- 第一百二十二條第二項中「（銀行等の債券發行等に関する法律を除く。）」を削る。
- 国民貯蓄債券法案
- 国民貯蓄債券法
- （目的）
- 第一條 この法律は、当分の間、国民貯蓄債券の發行により浮動購買力を吸収して国民貯蓄の増加を図り、もつて資源の開発その他経済の再建のために緊要な資金の調達に資することを目的とする。
- （国民貯蓄債券の發行權限及び發行限度額）
- 第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、国民貯蓄債券を發行することができる。
- 2 前項の場合において、第一回の国民貯蓄債券を發行した日の属する會計年度においては、その年度末における国民貯蓄債券のその發行価額による發行現在高が百億円を、その年度後の毎會計年度においては、当該年度末における国民貯蓄債券のその發行価額による發行現在高から前年度末における国民貯蓄債券のその發行価額による發行現在高を控除した残額が百億円を、それぞれこえることとなつてはならない。
- （資金運用部資金及び資金運用部特別會計との關係）
- 第三條 国民貯蓄債券の發行に因る収入金は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第一條及び第六條第一項の規定にかかわらず、資金運用部資金とし、国民貯蓄債券の償還金及び国民貯蓄債券の買上に必要な資金のうち、当該国民貯蓄債券の發行価額に相当するものは、資金運用部資金をもつて充てらる。
- 2 国民貯蓄債券の發行、償還、買上及び抽せんに関する経費並びに国民貯蓄債券についてのその額面金額（当該国民貯蓄債券が買上に係るものであるときは、その買上価額）と發行価額との差額に相当する金額、国民貯蓄債券の増減金及び取扱手数料は、資金運用部特別會計法（昭和二十六年法律第百一号）第三條の規定にかかわらず、資金運用部特別會計の負担とし、同會計の歳出とする。
- 3 郵便官署が取り扱つた国民貯蓄債券の取扱手数料は、毎會計年度、予算の範囲内で、資金運用部特別會計から郵政事業特別會計に繰り入れるものとする。
- （發行の條件）
- 第四條 国民貯蓄債券は、無記名とし、その額面金額は、一万円以下とする。
- 2 国民貯蓄債券の償還期限は、五年とする。
- 3 国民貯蓄債券は、割引の方法によつて売り出すものとする。
- 4 国民貯蓄債券には、抽せんにより割増金を附することが出来る。
- 5 第一項に規定する額面金額の種

類、第三項に規定する割引の歩合、前項に規定する抽せん並びに同項に規定する割増金の等級別金額及び当せんの数その他割増金に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定により割引の歩合及び割増金に關し定をする場合においては、発行する各回ごとの国民貯蓄債券の応募者平均利まわりが、一般の金利水準と權衡を失しないように定めなければならぬ。

(国民貯蓄債券の買上)

第五條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券を所持人の請求に応じて買い上げることができる。

2 前項の買上に關し必要な事項は、政令で定める。

(取扱機關)

第六條 郵便官署は、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上に関する事務並びにその割増金の支拂に關する事務を取り扱うものとする。

2 大蔵大臣は、相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機關又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九号に規定する証券業者に国民貯蓄債券の売りさばきに関する事務を委託して取扱わせることができる。

3 相互銀行、信用金庫その他前項に規定する金融機關は、他の法令の規定にかかわらず、国民貯蓄債券の売りさばきに関する業務を行うことができる。

4 第一項又は第二項の規定による事務の取扱に關し必要な事項は、

政令で定める。

(国民貯蓄債券収入金の運用)

第七條 資金運用部資金のうち国民貯蓄債券の發行に因る収入金に相當するものは、資源の開発その他經濟の再建に緊要な産業の施設の建設のために必要な資金の供給に資するため、資金運用部資金法の規定により運用するものとする。

(国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支拂資金並びに国民貯蓄債券の買上資金の交付)

第八條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支拂に必要な資金並びに国民貯蓄債券の買上に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

(国民貯蓄債券の消滅時効)

第九條 国民貯蓄債券の消滅時効は、償還金については十年、割増金については五年をもつて完成する。

(割増金に対する非課税)

第十條 国民貯蓄債券の割増金に対しては、所得税を課さない。

(国債に關する法律等の不適用)

第十一條 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五十七條、国債に關する法律(明治三十九年法律第三十四号)及び国債關係事務簡便化に關する法律(昭和十八年法律第十一号)第二條の規定は、国民貯蓄債券については、適用しない。

2 国債整理基金特別會計法(明治三十九年法律第六号)の適用については、国民貯蓄債券は、国債でないものとみなす。

(国民貯蓄債券に關する事務の委任)

第十二條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の事務の取扱手続は、大蔵大臣が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号「国債」の下に「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を加える。

第十二條第一項に次の一号を加える。

十八 国民貯蓄債券に關するこ

と。

3 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「日本放送協會から委託された事務及び」を「日本放送協會から委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に關する事務」に改める。

第九條第一号中「及び郵便振替貯金」を「郵便振替貯金及び国民貯蓄債券」に改める。

4 郵政事業特別會計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本放送協會から郵政省に委託された事務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に

關する事務」を加える。

昭和二十七年四月九日印刷

昭和二十七年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁